獨逸事情早わかり



昭和拾七年版

日獨旬刊社調査部編

獨逸事情早わかり

一九四二年版

獨逸事情早わかり　目次

本書は駐米獨逸情報圖書館長マッチアス・シュミッツ博士著「獨逸のあるがまゝの姿」を主材として本社調査部が増補編纂せるものなり。毎年十一月更新す。

第一部　ナチスの國ドイツ

政　治

ウィルヘルム二世の退位よりヒトラー総統までの概要

一九一八年十一月九日にカイゼル・ウィルヘルム二世が退位して和蘭に居を定めた後、政治はベルリンにある「人民委員評議會」の手に移つた。獨逸國家に聯合してゐた聯邦諸國の元首等は或は退位し、或は廢位され、臨時政府は帝國議會の解消を宣言し、共和國樹立の準備が行はれた。一九一九年一月に行はれた選擧によつて、四二三名の議員から成る國民會議が選出されたが、この選擧を機として、選擧權は二十歳（日本流に云へば二十一歳）以上のあらゆる獨逸人男女に擴張された。この國民會議は二月六日にワイマールで開催され、それから五日後にフリードリッヒ・エーベルトが大統領（ライヒスプレジデント）に選ばれた。七月三十一日に會議は憲法を採擇し、それが

八月十一日に發布された。エーベルトはこの憲法の條章に從つて一九一九年八月二十一日に正式に大統領に就任し、一九二五年二月二十八日に死去した。二代目の大統領パウル・フォン・ヒンデンブルグ元帥が一九二五年四月二十六日に選擧され、五月十二日に就任した。一九三二年四月十日に再選され、一九三四年八月二日逝去の日まで大統領の任に在つた。

×

その間、獨逸國民社會主義勞働黨（略稱ナチス）は共和國の國會（ライヒスタッハ）内において斷然優勢な政黨となつた。その一九二八年以後における急速な發達ぶりは次の得票を見ても明かである。

選擧の年月日	得票數	議席
一九二八年五月二〇日	八〇九、五四一	一二
一九三〇年九月一四日	六、四〇六、三九七	一〇七
一九三二年七月三一日	一三、七三二、七七七	二三〇

この發達の結果として、黨の總統（フューラー）アドルフ・ヒトラーは一九三三年一月三十日にヒンデンブルグ大統領によつて首相（ライヒスカンツラー）に任ぜられた。ナチス黨は、一九三三

一九三二年七月三一日　一三、七三二、七七七　二三〇

この發達の結果として、黨の總統（フューラー）アドルフ・ヒトラーは一九三三年一月三十日にヒンデンブルグ大統領によつて首相（ライヒスカンツラー）に任ぜられた。ナチス黨は、一九三三年一月三十日の選擧によつて、更に五百五十萬の投票を獲得した。一九三三年七月十四日に同黨は獨逸國內における唯一の政黨となつた。一九三三年以來、獨逸の社會的、政治的、經濟的改造はナチス黨の掌中に歸した。ヒンデンブルグ大統領死去の後は、大統領と首相の職務は法律によつて合一され、アドルフ・ヒトラーが總統兼首相になつた。この法令はその後一般投票によつて承認された。その投票中、贊成票數は三八、三〇二、七六〇票（八九・九％）、反對票數は四、二九四、六五四票（一〇・一％）であつた。

×

ナチス黨のつくり出した新たな統一國家のもとに雜多な獨逸聯邦國家の政治的職分は改變され、完全な主權がベルリンをその首都とする國家政府に賦與されることとなつた。ナチス黨の政權獲得後、獨逸國會（ライヒスタッヘ）は一九三三年三月二十四日に、四四一對九四の票決によつて、四年間あらゆる立法權を國家政府に委ねる「授權法案」（エルメヒティグングスゲゼッツ）を通過させた。一九三四年一月三十日に一つの法律が國會を通過して、聯邦諸國の代議機關が停止され、聯邦諸國の政府は國家に從屬することとなつた。これ等諸國の主席行政官は「總督」（ライヒスシュタットハルター）と呼ばれ、國家國務大臣（ライヒスインネンミニスター）に從屬するものとされ

た。これが實施されたのは一九三三年四月七日である。一九三七年一月三十日の會議で、國會は總督の任期を更に四年間延長するといふ此の法令の修正案を承認した。

墺太利並びにズデーテン地方及び東部諸州の大半はライヒスガウエと稱せられるいくつかの地方區に區分され、國家政府の直轄のもとに置かれた。

面積と人口

一九三三年以來ザールランド、獨系ズデーテン地方、メーメルランド、ダンチッヒ、舊ポーランド領地方及びオイペン、マルメディ、モレスネットを併せた大獨逸の面積は大約二六二、九三八平方哩、その人口は八千九百萬を算する。このほかボヘミアの保護領及びモラヴィアは面積一八、八九九平方哩で六、七九五、〇〇〇の人口を有し、更に被占領ポーランド各地の一般政府は大約三七、〇〇〇平方哩の地域と一〇、五六五、〇〇〇の人口を有する。

次表は一九三三年一月以降一九四〇年五月までに獲得した地域と人口を示す——

	平方哩	平方キロ	人口
獨逸帝國（一九三三年一月）	一八〇、九三八	四六八、六二〇	六五、〇四七、〇〇〇

本表は一九三三年一月以降一九四〇年五月までに獲得した地域と人口を示す——

	平方哩	平方キロ	人口
獨逸帝國（一九三三年一月）	一八〇、九三八	四六八、六二〇	六五、〇四七、〇〇〇
増加（一九三三年一月より一九三九年五月まで）	—	—	三 四二七、〇〇〇
合併地域			
ザールランド（一九三五年三月）	七四三	一、九二四	八四二、〇〇〇
オーストリー（一九三八年三月）	三二、三四二	八三、七六四	六、六三八、〇〇〇
[illegible]スデーテン地方（一九三八年一〇月）	一一、二三六	二九、一〇〇	三、四一〇、〇〇〇
メーメルランド（一九三九年三月）	一、一〇四	二、八五九	一一五、〇〇〇
ダンチッヒ自由市（一九三九年九月）	七三一	一、八九三	四〇八、〇〇〇
舊波蘭領（一九三九年一〇月）	三五、五一二	九一、九七四	九、六二七、〇〇〇
オイペン、マルメディ、モレスネット（一九四〇年五月）	三九八	一、〇三二	六二、〇〇〇
大獨逸	二六三、〇〇〇	六八一、一六〇	八九、六〇〇、〇〇〇
保護領及一般政府	—	—	—
ボヘミア及モラヴィア保護領（一九三九年三月）	一八、八九九	四八、九四七	六、七九五、〇〇〇
一般政府（一九三九年一〇月）	三六、九二二	九五、六二五	一〇、五六五、〇〇〇
國家主權下	三一九、〇〇〇	八二五、五〇〇	一〇六、三〇〇、〇〇〇

人口十萬以上の都市

都市	人口
ベルリン	四、三三九、〇〇〇
ウヰンナ	一、九二〇、〇〇〇
ハンブルグ	一、七一三、〇〇〇
プラーハ	九六二、〇〇〇
ミユンヘン	八二九、〇〇〇
ケルン	七六九、〇〇〇
ライプチッヒ	七〇八、〇〇〇
エッセン	六六七、〇〇〇
ドレスデン	六三一、〇〇〇
ブレスラウ	六三〇、〇〇〇
フランクフルト・アム・マイン	五五三、〇〇〇
デユッセルドルフ	五四二、〇〇〇
ドルトムンド	五四〇、〇〇〇
ハンノーフアー	四七一、〇〇〇

都市	人口
シユツットガルト	四五八、〇〇〇
ヅイスブルグ	四三六、〇〇〇
ニユールンベルグ	四二三、〇〇〇
ヴップペルタル	四〇二、〇〇〇
ケーヒニスベルグ	三七二、〇〇〇
ブレーメン	三五五、〇〇〇
ケムニッツ	三三八、〇〇〇
マグデブルグ	三三七、〇〇〇
ゲルゼンキルヘン	三一八、〇〇〇
ボーフム	三〇六、〇〇〇
マンハイム	二八四、〇〇〇
キール	二七四、〇〇〇
シユテッテン	二七〇、〇〇〇
ハルレ	二二〇、〇〇〇

カッセル	二一六、〇〇〇
グラーツ	二〇八、〇〇〇
ブラウンシュヴァイヒ	一九六、〇〇〇
オーベルハウゼン	一九二、〇〇〇
カルルスルーエ	一八八、〇〇〇
アウグスブルグ	一八六、〇〇〇
クレフエルドーウエルヂンゲン	一七一、〇〇〇
ヴイースバーデン	一七〇、〇〇〇
エルフルト	一六六、〇〇〇
アーヘン	一六二、〇〇〇
マインツ	一五八、〇〇〇
リユーベック	一五五、〇〇〇
ハーゲン	一五二、〇〇〇
ルドウイッヒスハーフエン	一四五、〇〇〇
ミユンスター	一四一、〇〇〇
ゾリンゲン	一四〇、〇〇〇
ミユールハイム	一三七、〇〇〇
ボッツダム	一三六、〇〇〇
ザールブリユッケン	一三三、〇〇〇
ビーレフエルト	一二九、〇〇〇
ミユンヘンーグラドバッハ	一二八、〇〇〇
リンツ	一二八、〇〇〇
ヒンデンブルグ	一二六、〇〇〇
ロストック	一二一、〇〇〇
デッサウ	一一九、〇〇〇
グライヴイッツ	一一七、〇〇〇
ダルムスタット	一一五、〇〇〇
ウイルヘルムスハーフエン	一一三、〇〇〇
プラウエン	一一二、〇〇〇
フライブルグ	一一〇、〇〇〇
ヴユルツブルグ	一〇八、〇〇〇
レムシヤイド	一〇四、〇〇〇
ボン	一〇一、〇〇〇
ボイテン	一〇一、〇〇〇

獨逸諸都市の中で面積の最も大いのは、總面積十二億千九百萬平方米（約三百萬英加）を占むるウインナで、第二は八億八千萬平方米（約二百十七萬英加）の面積を有するベルリンである。

年齢別による人口

獨逸及び墺太利、一九三八年一月一日現在

年齢	男（單位千人）	百分率	女（單位千人）	百分率	合計（單位千人）	百分率
五歳以下	三、〇三〇	七・五	二、九〇〇	七・六	五、九三〇	七・九
五—一〇	二、七三九	八・四	二、六五六	六・九	五、三九五	七・二
一一—一五	三、〇三七	八・三	二、九五一	七・七	五、九八八	八・〇
一六—二〇	二、九六六	七・一	二、八七三	七・五	五、八三九	七・八
二一—二五	二、五六六	九・三	二、五三四	六・六	五、一〇〇	六・八
二六—三〇	三、四〇一	八・二	三、四〇三	八・九	六、八〇四	九・一
三一—三五	三、三一五	九・一	三、三四二	八・七	六、六五七	八・九
三六—四〇	三、〇三一	八・三	三、一七二	八・二	六、二〇三	八・三
四一—四五	二、三〇四	六・三	二、八七八	七・五	五、一八二	六・九

[illegible]−三〇	三、四〇[illegible]	八・二	三、四〇三	八・九	六、八〇四	九・一
三一−三五	三、三一五	九・一	三、三四二	八・七	六、六五七	八・九
三六−四〇	三、〇三一	八・三	三、一七二	八・二	六、二〇三	八・三
四一−四五	二、三〇四	六・三	二、八七八	七・五	五、一八二	六・九
四六−五〇	二、〇六二	五・七	二、五三八	六・六	四、六〇〇	六・二
五一−五五	一、九三七	五・三	二、二五九	五・九	四、一九六	五・六
五六−六〇	一、七八九	四・九	二、〇〇五	五・二	三、七九四	五・一
六一−六五	一、六〇六	四・四	一、七六二	四・六	三、三六八	四・五
六六−七〇	一、一六七	三・二	一、二九三	三・四	二、四六〇	三・三
七一−七五	七九五	二・二	九三二	二・四	一、七二九	二・三
七六−八〇	四四二	一・二	五五三	一・四	九九五	一・三
八一及以上	二四〇	〇・六	三四九	〇・九	五八九	〇・八
計	三六、四二七	一〇〇・〇	三八、四〇〇	一〇〇・〇	七四、八二七	一〇〇・〇

家族關係から見た人口

（獨逸及墺太利、一九三八年一月一日現在）

	男（單位千人）	百分率	女（單位千人）	百分率	計（單位千人）	百分率
未婚者	一七、七八九	四八・八	一七、一八一	四四・七	三四、九七〇	四六・七
既婚者	一七、一三三	四七・〇	一七、一四四	四四・七	三四、二七七	四五・八
死別者	一、一八一	三・三	三、五八一	九・三	四、七六二	六・四

離婚者	三二四	〇・九	四九四	一・三	八一八	一・一
計	三六、四二七	一〇〇・〇	三八、四〇〇	一〇〇・〇	七四、八二七	一〇〇・〇

家庭と子女數

（一九三八年一月一日現在）

種別	家庭の數	總數に對する百分率
一兒なきもの	三、四三七、三四五	二二・〇
一人の子女あるもの	三、六一三、四三一	二三・二
二人　同	三、一四四、五二八	二〇・二
三人　同	一、九一四、六四七	一二・三
四人　同	一、一六五、一六四	七・五
五人　同	六二八、三八二	四・〇
六人以上	一、六七四、五四五	一〇・八
計	一五、五七八、〇四二	一〇〇・〇

六人以上	一、六七四、五四五	一〇・八	
計	一五、五七八、〇四二	一〇〇・〇	

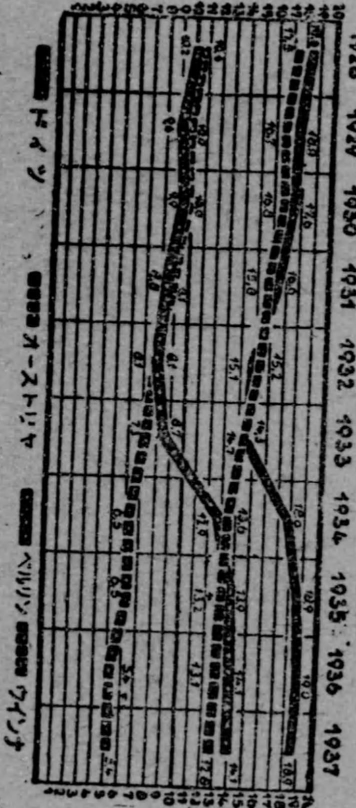
獨逸における出生數

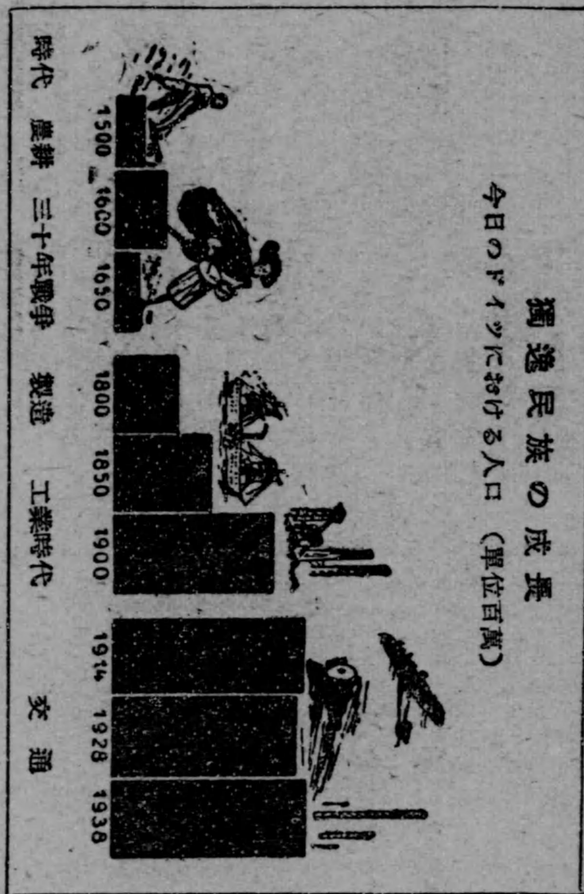
（一九一三年及一九二二年―一九三六年）

年	男子	女子	女子百人に對する男子の數
一九、一三	九四三、七三五	八九五、〇一五	一〇五・四
一九二二	七三五、六八七	六七八、五二八	一〇七・〇
一九二三	六七〇、〇二四	六二七、四二五	一〇六・八
一九二四	六五六、二七二	六一四、五四八	一〇六・八
一九二五	六六六、六六七	六二五、八三二	一〇六・五
一九二六	六三二、三七〇	五九五、五三〇	一〇六・二
一九二七	五九七、七六五	五六三、九五四	一〇六・〇
一九二八	六〇九、〇五二	五七三、七六三	一〇六・二
一九二九	五九一、一五九	五五六、二九九	一〇六・三
一九三〇	五八〇、三二八	五四七、一二二	一〇六・一
一九三一	五三一、五〇一	五〇〇、二六九	一〇六・二
一九三二	五〇四、一〇〇	四七四、一一〇	一〇六・三
一九三三	四九三、四七三	四六三、四九八	一〇六・五
一九三四	六一一、〇二七	五七一、七六二	一〇六・九

一九三五	六五二、三四〇	六一一、六三六	一〇六・七
一九三六	六五九、〇四六	六一九、五三七	一〇六・四
オーストリア			
一九三六	四五、四五九	四二、八〇五	一〇六・二
獨逸　一九三七	一、二七六、〇〇〇（概數）		
大獨逸			
一九三八	一、五〇二、〇〇〇（概數）		
一九三九	一、六三三、〇七八		
一九四〇	一、一三一、二七〇（一九四〇年一月一日――同年八月三十一日）		

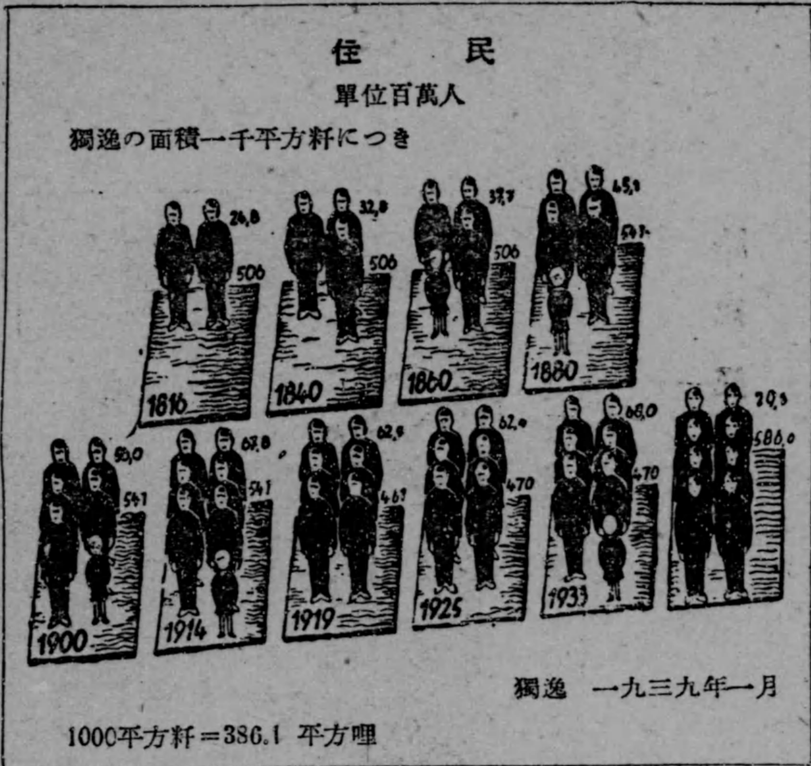
出生率（單位一千人）





幼兒死亡率

次の表に明かなやうに、滿一歲以下の乳幼兒死亡率は着々減少の一路を辿つてゐる—



年	百分率
一九一〇	一七・六
一九二〇	一四・四
一九三〇	九・四
一九三三	七・六
一九三四	六・九
一九三五	六・八
一九三六	六・六
一九三七	六・四

獨逸民族のための餘地の縮小狀況

上の表に圖示したやうに、獨逸の人口は、過去三世紀を通じて、特に一八八〇

年以來着々增加した。かくて、獨逸はますます人口過剩に陷り、一九一九年に獨逸がその植民地を失ふに及んで、原料品及び食糧の不足を來す重大な難局に當面するに至つた。その狀況は次の表の僅少な數字によつて知ることができる。

面積、住民及び人口の密度

（各國における實狀。植民地を含む）

國別	面積 單位一千方平粁 本國	植民地	計	住民 單位百萬人 本國	植民地	計	一平方粁に對する人口密度（本國と植民地を通計）
英帝國	三一四	★三一、六九四☆	三二、〇〇八	四九	四四一	四九〇	一五・三人
ロシア	四、七六一	★一六、五〇七☆	二一、二六八	一二八	三八	一六六	七・〇
フランス	五五一	一一、九一〇	一二、四六一	四一	六五	一〇六	八・六
ドイツ（一九三九年一月）	五八六	—	五八六	八〇	—	八〇	一三六・五
ベルギー	三〇	二、三九一	二、四二一	八	一二	二〇	八・五
ポルトガル	九二	二、〇九一	二、一八三	七	八	一五	七・〇

オランダ	三四	二、〇四六	二、〇八〇	八	六◆	六九	三三・一
イタリー	三一〇	三、三〇三	三、六一三	四二	一三	五五	一五・二
日本	三八二	二九七	六七九	六九	三〇	九九	一四六・四
合衆國	七、八三九	三一四	八、一五三	一二三	一四	一三七	一六・七
スペイン	五一二	三三四	八四六	二四	一	二五	二九・四

★　英帝國及びロシアは歐洲における面積を示す
☆　英帝國及びロシアは歐洲以外の面積を示す
◇　屬領を含まず
◆　最近の數字による

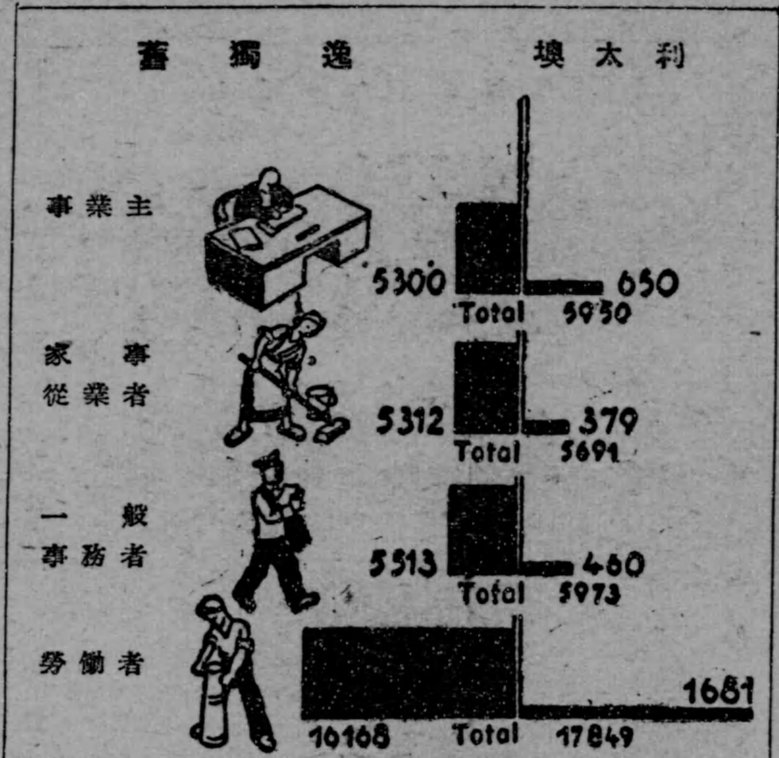
獨逸國民の社會的構成

第三國家の建設以來一九三四年の末までに、雇傭女子の數は、或る程度まで減少した。これは二つの原因によるものである。（一）從來失業してゐた夫が就職したため、（二）結婚資金の貸付に

獨逸國民の社會的構成

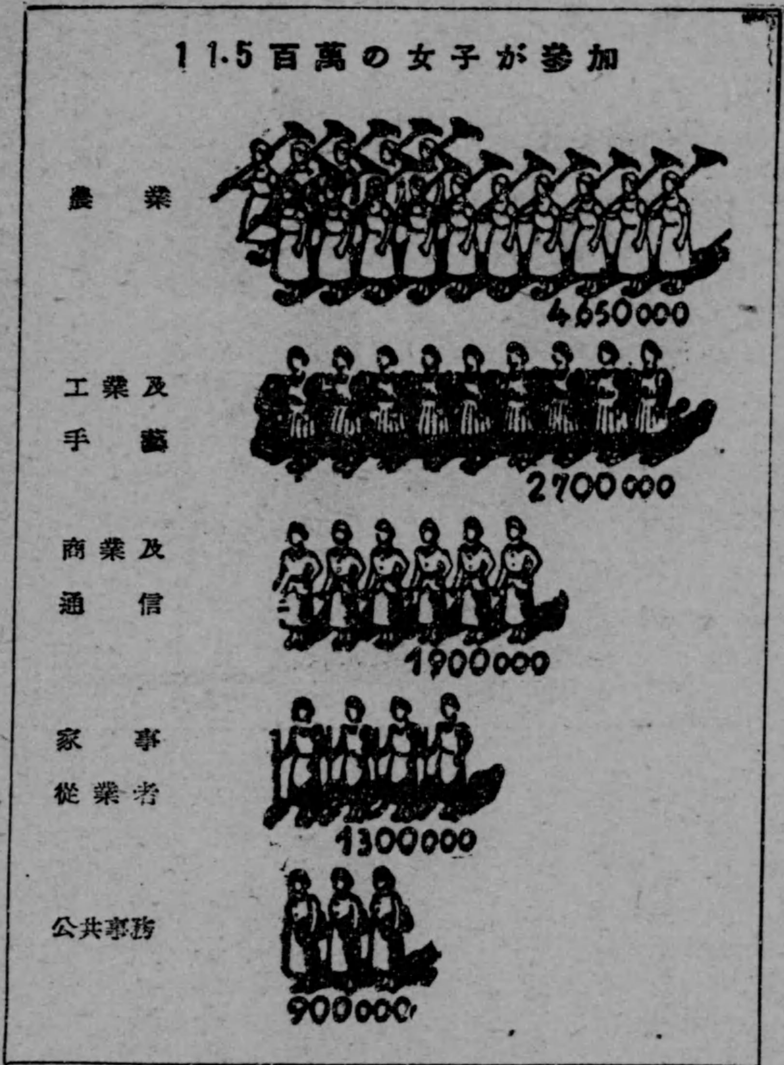
第三國家の建設以來一九三四年の末までに、雇傭女子の數は、或る程度まで減少した。これは二つの原因によるものである。（一）從來失業してゐた夫が就職したため、（二）結婚資金の貸付により多數の雇傭女子は結婚して、職業をやめたためである。（上圖）

獨逸國民の社會的構成（單位千人）



獨逸の進步と女子の分擔

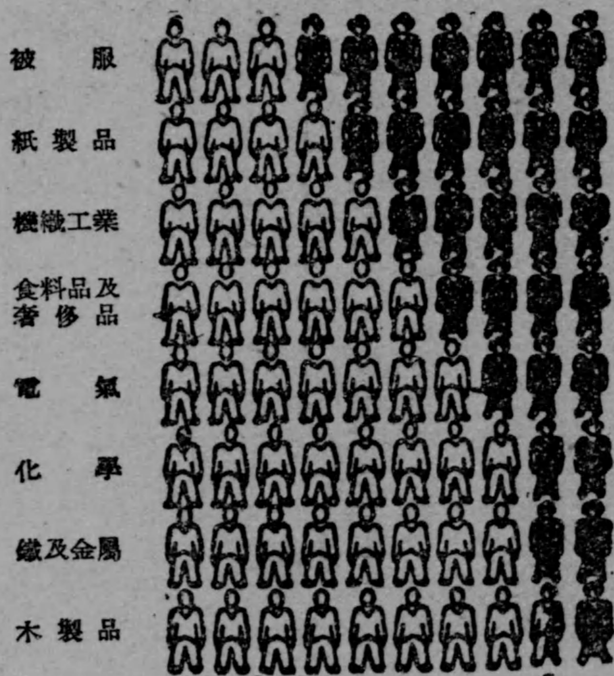
然るに、經濟的回復により、女子就職者は再び着々増加し、一九三八年には女子勞働力の不足が各方面において感ぜられたこの理由から、結婚資金貸付は受けつつある女子の就働を禁止する規定は一九三七年十月一日に取消された。その後數個月間に、女子雇傭者の數は前例のない高さに達した。（第一八頁圖表參照）


11.5百萬の女子が參加
農業
4650000
工業及手藝
2700000
商業及通信
1900000
家事從業者
1300000
公共事務
900000

雇傭男女



各種工業に雇傭せらるゝ女子の百分率



第二部　文　化

教　育

獨逸教育制度の構成

通學は六歳から義務的になつてゐる。獨逸の兒童は一人のこらず少くとも八年間學校に通はなければならない。

通學前の教育（幼稚園）

兒童は、二歳六個月から小學校へ入學するまで、幼稚園へ通ふことができる。

基本學校（フオルクスシユーレ）

A　小學校（グルントシユーレ）。獨逸の兒童は一人のこらず小學校で一定の基本教育を受ける。

基本學校（フォルクスシューレ）

A　小學校（グルントシューレ）。獨逸の兒童は一人のこらず小學校で一定の基本教育を受ける。小學校の修業年限は普通四年である。しかし特に成績の良い兒童は三年の課程を了へただけで中學校へ進入せしめられる。

B　基本學校の高等科。兒童は小學校の四個年の課程を了へたのち、高等科（オーベルシュトウーフエ）四個年の課程を受け、又は中學校（ミッテルシューレ）或は高等學校（へーへレシューレ）に轉入することができる。基本學校の高等科は國家全體を通じて義務的となつてゐる。但し小學校修業期間の終にその兒童の一層進んだ教育のための準備が行はれた場合、例へば兒童が中學校又は高等學校に入學させられるやうな場合は此の限りでない。

事情が男女を別々に教育することのできぬやうな場合のほかは、男子と女子は區別して教育されるのが普通である。

基本學校の課程を完了したのち、大抵の兒童は職業のための教育を受ける。この訓練期間を通じて男子は徒弟（レールリング）となつて、三年間一日何時間かの授業が行はれる補習學校又は職業

學校（フォルトビルヅングシューレ又はベルーフスシューレ）に通學し、特殊の職業教育及び若干の一般學科を敎へられる。その他の者は普通の商業學校又は工業學校に通學する。三年の課程を了へて試驗に及第した徒弟は一人前の職人として完全な資格を獲得する。

中學校（ミッテルシューレ）

十四歲で給料取りにならうとしない兒童は、一層上級の課程を修めることができる。さういふ兒童らは十歲になると六個年課程の中學校に入學することを許可される。中學校では學才あり且つ適當であると認められる兒童に基本學校の課程の限度以上の敎育が施される。この敎育段階を經た者は商業、工業、貿易、農業、林業及び行政事務における責任ある地位に就くことができる。女子は家事及び社會事業に適するやう、附加的な特殊課程を修める。中等校を首尾よく卒業した生徒は高等學校（ヘーヘシューレ）、商業、技術及び建築の專門高等學校、高等農學校、又は國家山林省及び警察部の訓練所に入學を許可される。

等學校（ヘーヘシューレ）、商業、技術及び建築の專門高等學校、高等農學校、又は國家山林省及び警察部の訓練所に入學を許可される。

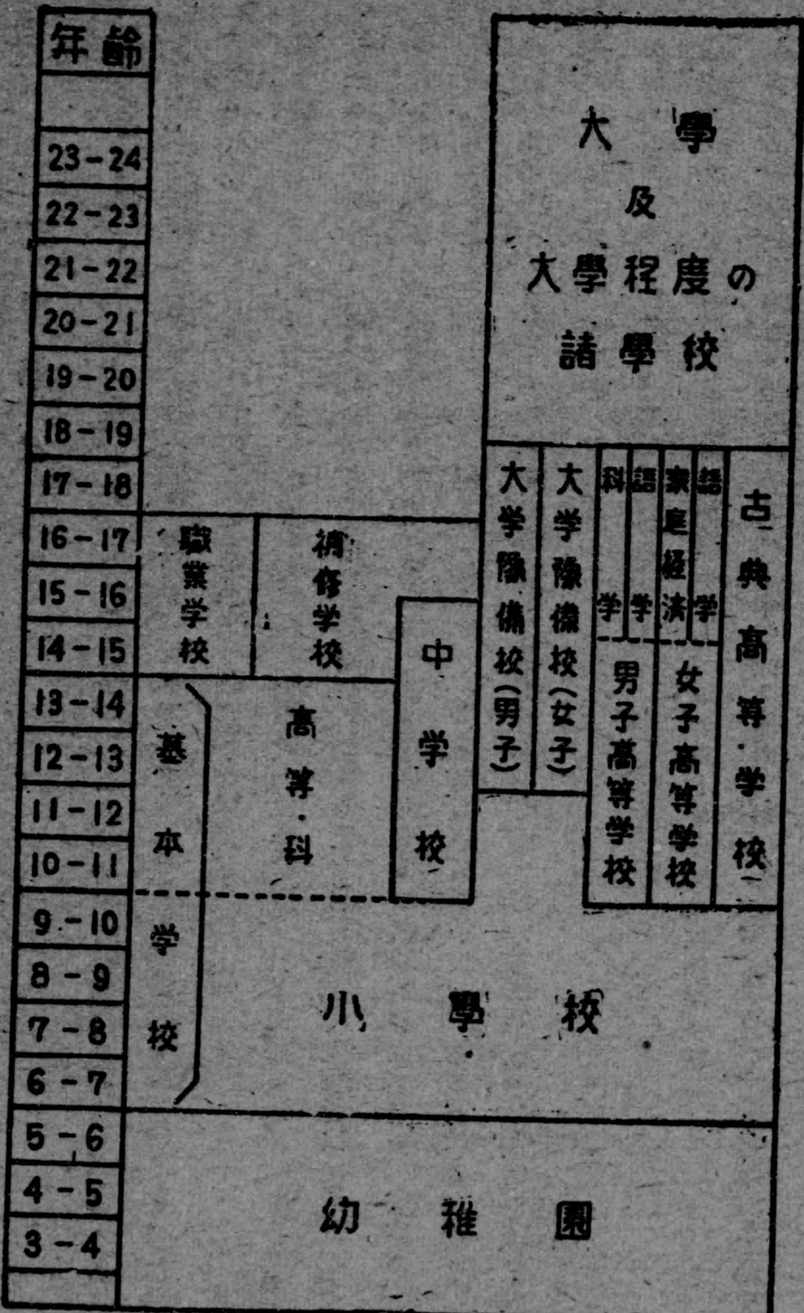
高等學校

A　**大學豫備校**（アウフバウシューレ）。この學校は基本學校七年間の學課を修了し優秀な成績を示して、大學へ入る準備を行ふ兒童のためにできてゐる學校である。課程は六年で、主として寄宿學校になつて居り、農村の兒童はそこで上級の教育を受ける。

B　**高等學校**（オーベルシューレ）。獨逸の高等學校のうちで主要な典型である。男子のための高等學校は上級諸學校のうちで最も重要であり且つ最も數が多く、入學者數も最も多い。修業年限は八年で、六年目の學期始に生徒は語學又は科學と數學の何れかを選ぶことができる。

C　**古典高等學校**（ギムナジウム）。ギムナジウムは選擇型の高等學校で、他と同様に課程は八年間であるが、ギリシヤ語とラテン語の兩者を必修課目としてゐる點で高等學校中の唯一のものであるといふのが主たる相違である。

女子のための上級學校は悉く高等學校（オーベルシューレ）又は大學豫備校（アウフバウシューレ）である。その目的及び課程は男子の高等學校と極めて類似してゐる。女子高等學校の上級では



年齢
23-24
22-23
21-22
20-21
19-20
18-19
17-18
16-17
15-16
14-15
13-14
12-13
11-12
10-11
9-10
8-9
7-8
6-7
5-6
4-5
3-4
大學及大學程度の諸學校
大学豫備校(男子)
大学豫備校(女子)
科学
語学
家庭経済
語学
男子高等学校
女子高等学校
古典高等・学校
職業学校
補修学校
中学校
基本学校
高等・科
小學校
幼稚園

生徒は家庭經濟又は語學のいづれかを專修することができる。

この全般的大系は一九三八年一月二十九日に國家教育大臣によつて發布された一つの法令によつて補足されてゐる。その法令は各學校の課程を現代の教育的必要に適合するやうに定めたものである。教育の各分野を通じて適正な均衡を以てする教育の發達に特別な重壓が加へられてゐる。男子の諸學校及び女子の諸學校上級では、毎週四時間乃至六時間を體育にあててゐる。美術及び音樂教育が從來以上に重きを置かれるやうになつた。低學年の教室では一組四十名を超すことができず、中等學校では同じく三十五名を限度とし、上級學校では一組二十五名を超ゆることを得ない。

高等學校は總數二、四五七校で、その內譯は、男子の公立學校一、六八二校、女子の公立學校五八〇校、男子の私立學校七〇校、女子同一二五校である。

これらの學校における生徒の總數は一九三九年末において七三三、七九三名、うち男子四八二、五六六名、女子二五一、二二七名であつた。

これらの學校に奉職する正教員は男二四、五〇五名、女四、三六六名、正教員以外の者一一、一九二名であつた。

一九四〇年十一月に獨逸教育大臣は墺太利の小學校及び上級學校の組織が一九四一年以降獨逸

年齢
23-24
22-23
21-22
20-21
19-20
18-19
17-18
16-17
15-16
14-15
13-14
12-13
11-12
10-11
9-10
8-9
7-8
6-7
5-6
4-5
3-4

國內におけると同様に改めらるべきことを規定した法令を發布した。

大　學

獨逸國內には二十六の大學と一つの醫科大學がある。その所在は次表の通り――

大　學　（一九三九年）

所在	創立年	學生總數
ベルリン	一八〇九	六、一〇〇
ボン	一七八〇	二、五一五
ブレスラウ	一七〇二	二、一七九
デュッセルドルフ（醫科）	一九〇七	四七六
エルランゲン	一七四三	八八四
フランクフルト・アム・マイン	一九一四	一、四六四
フライブルヒ	一四五七	二、一七六
ギーセン	一六〇七	五五三

フランクフルト・アム・マイン	一九一四	一、四六四
フライブルヒ	一四五七	二、一七六
ギーッセン	一六〇七	五五三

ゲッチンゲン	一七三七	一、一五三
グラーツ	一五八六	一、八四五
グライスワルド	一四三六	五七七
ハルレ	一六九四	七三九
ハムブルグ	一九一九	一、五二一
ハイデルベルヒ	一三八六	一、八一八
インスブルック	一六六九	一、六六三
イエナ	一五五七	一、一〇一
キール	一六六五	九四一
ケルン	一三八八	二、四二八
ケーニヒスベルヒ	一五四四	一、四〇七
ライプチッヒ	一四〇九	一、八九五
マアルブルグ	一五二七	一、一二六
ミュンヘン	一四七二	四、三八二
ミュンスター	一七八〇	一、九五七
ロストック	一四一九	八五一

テュービンゲン	一四七七	一、四四七
ウインナ	一三六五	八、〇二九
ヴュルツブルヒ	一五八二	一、二九三

デュッセルドルフの醫科大學は一九三五年に博士號投與の件を許可された。

工藝學校

工學、建築その他應用科學の各部門は獨逸大學の課程に含まれてゐない。これらの學科及びこれと關聯する學科は工藝學校で敎授される。獨逸には十三の工藝學校があり、その所在は次の通り—

所在	創立年	學生總數
アアヘン	一八七一	七八九
ベルリン	一八七九	二、三二三
ブラウンシュヴァイヒ	一八七八	三九九
ブレスラウ	一九一〇、	五四二
ダンチッヒ	一九〇四	—
ダルムスタット	一八三六	一、一四三

ドレスデン	一八二八	一、〇五一
グラーツ	一八七一	三九二
ハンノーフエル	一八三一	九一一
カルルスルーエ	一八二五	六六一
ミユンヘン	一八六八	一、六九二
シユツットガルト	一八二八	七九七
ウインナ	一八一五	一、一九三

以下掲ぐる諸學校は科學又は美術の或る部門で特に高度に專門化してゐる學校である。それらの學校で行はれる授業の性質は各大學又は工藝學校で行はれるものと同趣である。

(A) 鑛業學校

	創立年	學生總數
プロシヤ鑛業學校（クラウスダール）	一七七五	七八
サクソン鑛業學校（フライブルヒ）	一七六五	九八
レオーベン鑛業學校（レオーベン）	一八四〇	一二八

(B) 林業學校

林業學校	（エーベルスワルデ）	一八三〇	九三
林業學校	（ハン＝ミユンデン）	一八六八	五六
林業學校	（ターラント）	一八一六	—

（C） 體育學校

國家體育學校（ベルリン）

(D) 音樂學校

國立音樂教育並教會音樂學校（ベルリン）

國立音樂學校（ベルリン）

バーデン音樂學校（カルルスルーエ）

國立音樂學校（ケルン）

國立音樂學館（ライプチツヒ）

國立音樂學院（ミユンヘン）

國立音樂學院　（ミュンヘン）
ヴュルッテムベルヒ音樂學校　（シュッツトガルト）
國立音樂學校　（ワイマール）
國立音樂學館　（ヴュルツブルヒ）

(E) 經濟學校

經濟學校　（ベルリン）
商業學校　（ケーニヒスベルヒ）
商業學校　（ライプチッヒ）
ヒンデンブルグ經濟學及社會科學學校　（ニュールンベルヒ）
商業學校　（ウインナ）

經濟及び商業のあらゆる學校は經濟學博士（ドクトル・デル・ヴィルトシャフツヴイッセンシャフテン）の學位を授與する。

(F) 美術學校

國立美術學校（ベルリン）
國立聯合自由應用美術學校（ベルリン）
美術學院（ドレスデン）
國立美術學院（デュッセルドルフ）
バーデン國立美術學校（カルルスルーエ）
國立筆寫美術及製本學院（ライプチッヒ）
美術學院（ミュンヘン）
ヴュルッテムベルピ美術學院（シュツットガルト）
國立建築・美術・應用美術學校（ワイマール）

教員の教育

獨逸の學校教員は悉く政府の「教員免狀」を所持しなければならぬ。將來教員にならうとする者は高等學校の課程を修了したのち、すべての獨逸青年と同樣に、二個年の兵役に服する前、半年の間「勞働奉仕」に從事しなければならぬ。これが終つたのち、師範學校で一個年の教育を受ける。これが終つたあとはとるべき途が二つある。基本學校の教員となるには師範學校で更に一個年の教育を受けたのち、基本學校教員免狀を得るための試驗を受けなければならぬ。これで一切が完了す

…の獨逸青年と同樣に　二個年の兵役に服する前、半年の間「勞働奉仕」に從事したければならぬ。これが終つたのち、師範學校で一個年の敎育を受ける。これが終つたあとはとるべき途が二つある。基本學校の敎員となるには師範學校で更に一個年の敎育を受けたのち、基本學校敎員免狀を得るための試驗を受けなければならぬ。これで一切が完了するのであるが、もし基本學校以上の學校敎員になるには、師範學校の敎育を一個年間受けた上で大學に通はなければならぬ。このための大學の課程は三個年を要する。

一九三八年には、國立公學校の敎員數は男一三六、三〇〇人、女四八、六〇〇人であり、その年の入學者は男子四百萬人、女子三百九十萬人であつた。これらの公學校のほかに、公學校と同一程度の學課を授ける私立學校が四七六校あつた。その生徒數は三七、七九三名、敎員數は一、五九二名であつた。

一九三五―三六年の多期六個月期における獨逸學生約六萬七千名の選んだ職業は次の如きものである――

二二、五〇〇名	醫師、獸醫、藥劑師
八、五〇〇名	公學校及び商業學校敎員
七、五〇〇名	法律家及び經濟學者

七、〇〇〇名　神學者
七、〇〇〇名　技師及び建築家
四、五〇〇名　自然科學者
二、〇〇〇名　商人及び貿易學校教員
二、〇〇〇名　農業者、林業者、釀造業者
二、〇〇〇名　歷史家

青年團體

從來多數の團體に分裂してゐた獨逸の青年運動は一九三三年以來一つの大きな組織に鎔接されることによつて多大の益を得た。その大きな組織といふのは、男子のための「ヒトラー青年團」（ヒトラーユーゲント）と、女子のための「獨逸少女聯盟」（ブント・ドイッチャー・メーデル）である。一九三九年に、會員總數は七、七二八、二五九人に增加した。この會員は獨逸全青少年の九〇％以上を占めてゐる。現在千五百の寄宿舍と多數の學校がヒトラー青年團のために建築中である。

ヒトラー青年團の健康については約四千人の醫師、八百人の齒科醫師、及び五百人の藥劑師が盡

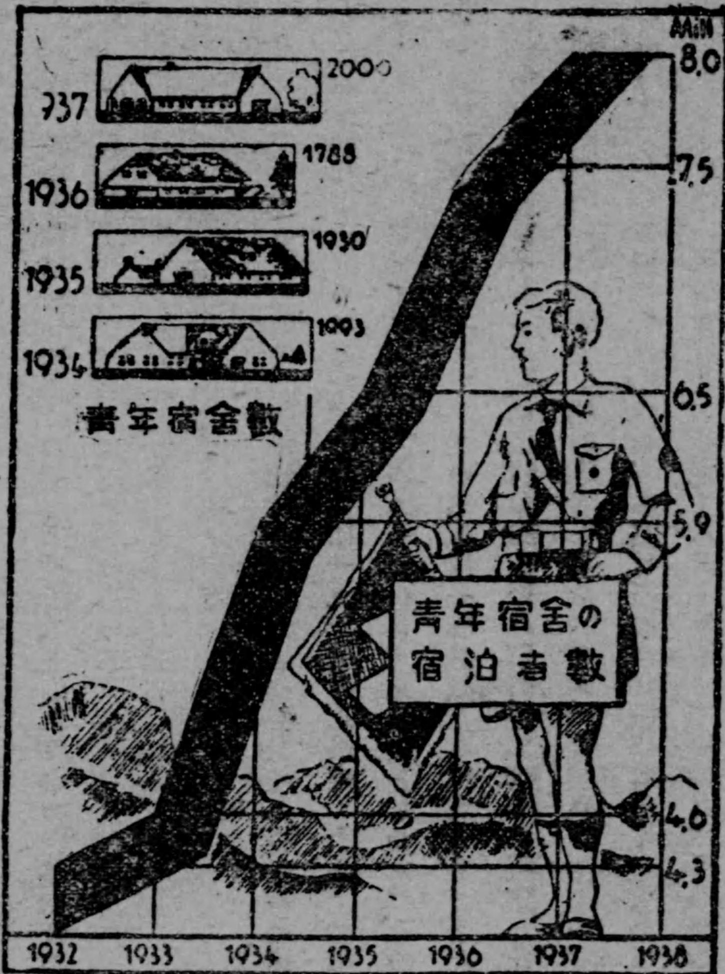
力してゐる。それだ

獨逸青年宿舍協會の發達

一九三六年に會員總數は七、七二八、二五九人に增加した。この會員は獨逸全青少年の九〇%以上を占めてゐる。現在千五百の寄宿舍と多數の學校がヒトラー青年團のために建築中である。

ヒトラー青年團の健康については約四千人の醫師、八百人の齒科醫師、及び五百人の藥劑師が盡力してゐる。それだけではなく、すべての獨逸青少年男女は年々一回づつ醫學的檢査を受けて居り、年々加入する者の數は百二十萬人に達してゐる。獨逸全國民中の男子及び女子の健康のために、三萬人以上の醫師が公衆保健省によつて任命されてゐる。

獨逸青年宿舍協會の發達



「青年宿舍協會」

は利用し得る宿舍二千をもつて居り、一九三八年には延人員八、七二〇、七三一人といふ多數の青年がこれらの宿舍に宿泊した。この總數は獨逸以外の世界中の青年宿舍の宿泊者數を合計したものより八倍以上も多い。

勞働奉仕（アルバイツディンスト）

一九三三年までは、獨逸の勞働奉仕は十二の大規模な團體及び百の小規模な團體から成る多數の團體及び會の仕事となつてゐた。しかるに一九三三年以後は「義勇勞働奉仕團」（フライヴィルリーガア・アルバイツディンスト）といふ一つの巨大な組織となつた。その後一九三五年六月に「一般勞働奉仕法令」が發布されて、この事業は一層確然たる內容のものとなつた。この法律は十八歲以上二十五歲までのあらゆる獨逸人青年男女の六個月間の奉仕を規定したものである。

「國家勞働奉仕」は「國家勞働指導者」コンスタンチン・ヒールルが主宰してゐる。

一九三五―三六年間に勞働奉仕の從事員はその常任指導者たちを含めて、二十萬人であつたが、一九三九年末には三十五萬三千二百九十六人を算するに至つた。各勞働奉仕群は約二百人の會員から成つてゐる。一九三九年九月一日には、さういふ群が獨逸全國に千七百を算した。

一九三九年の中頃では、「女子勞働奉仕」團員の數が、それを本職とする婦人指導者らを含めて

一九三五—三六年間に勞働奉仕の從事員はその常任指導者たちを含めて、二十萬人であつたが、一九三九年末には三十五萬三千二百九十六人を算するに至つた。各勞働奉仕群は約二百人の會員から成つてゐる。一九三九年九月一日には、さういふ群が獨逸全國に千七百を算した。

一九三九年の中頃には、「女子勞働奉仕」團員の數が、それを本職とする婦人指導者らを含めて三六、六七〇人であつたが、この數は一九四〇年四月一日に十萬人に增加した。各宿舍には約四十五人の女子青年が居り、宿舍の數は一九四〇年七月一日には二千を算した。

勞働奉仕の仕事は、農業、林業、農村移住事業、灌漑、排水、沼澤及び荒廢地の開墾、海岸沿ひの土地の半ば海中に沒入したものを回復する工事、農業又は林業上の目的のための道路の建設・收穫時の手傳、あらゆる天災時における救援などである。

全國民がそれによつて益を受け、又誰一人それから個人的利益を受くることのないこの事業の純然たる經濟的利益を別として、この事業はあらゆる青年に眞の國民社會について認識を深めさせ、且つこれに劣ることなく肉體勞働に對する深い尊敬を起させることを目的として行はれてゐる。

女子勞働奉仕の仕事は、獨逸の主婦特に多數の家族を有する母親たちの重荷を輕減し、心からの快活な手助をなすことを目ざして仕組まれたものである。女子青年たちは農家の妻たちとともに耕地で働き、作物をとり入れ、庭や厩舍の手入をする。彼等は又母親たちが日々の雜務を辨ずるあひだ、幼兒たちの面倒を見、また幼稚園の手傳をするのである。

競技

體育及び競技には多大の注意がはらはれ、その促進のために巨額の金が政府から支出されてゐる。全體を統合してゐる親團體は『國家體育聯盟』（ナチオナルゾチアリスチッシャー・ライヒスブント・フユール・ライベスユーブンゲン）と稱し、全國の體育俱樂部及び團體の聯合體である。全國には合計十五萬の體育團體があり、體操、運動、蹴球、送球、籠球、庭球、氷滑等に使用されてゐる地域は合計八億九千萬平方ヤードを超えてゐる。競技に對する關心の增加は、國家内における體育競爭參加者の數が一九三二年の百五十萬人から一九三七年の六百萬人に增加したといふ事實によつて判然と示されてゐる。全ドイツを通じて年々各種の競技に活潑に參加してゐる者の數は二千萬人を下らない。

『國内體育聯盟』この聯盟は次の十五部（フアッハエムター）に區分されてゐる——

（一）　體操及び夏期野外遊戲

（二）　ア式蹴球、ラグビー、クリケット

『國民體育聯盟』この聯盟は次の十五部（ファッハエムター）に區分されてゐる——

（一）體操及び夏期野外遊戯

（二）ア式蹴球、ラグビー、クリケット

（三）陸上競技

（四）送球（ハンド・ボール）及び籠球

（五）水泳

（六）重量揚、レスリング及び柔道

（七）拳闘

（八）劍道

（九）フィールド・ホッケイ

（一〇）庭球

（一一）漕艇

（一二）カヌー漕艇

（一三）氷上スケート及びローラー・スケート

（一四）スキー

（一五）自轉車

『國家體育聯盟』は更に次の十一團體（ファッハフエルベンデ）を網羅してゐる——

（一）ヨット協會

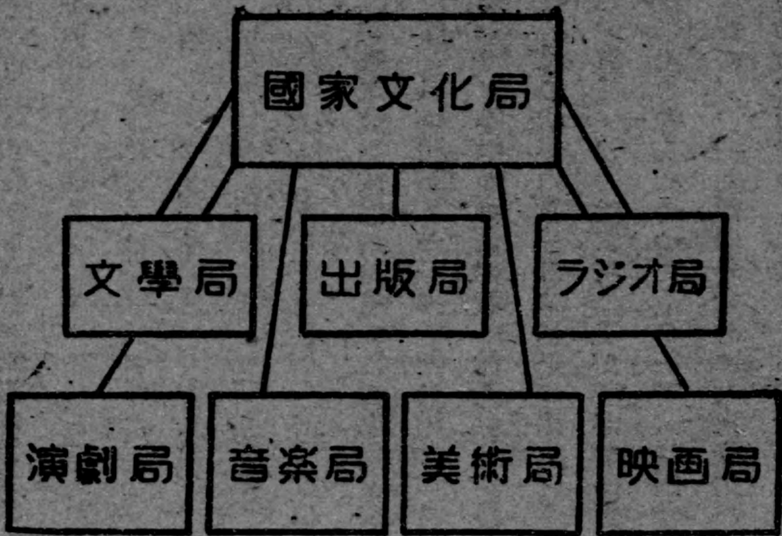
（二）　モーター・ヨット協會
（三）　ハイキング協會
（四）　登山協會
（五）　自轉車協會
（六）　郿球聯盟（ベウリング）
（七）　銃手協會
（八）　ゴルフ協會
（九）　ボブ・スリーイング協會（橇）
（一〇）　卓球聯盟
（一一）　アマチュア撞球協會

國際文化局

一九三三年九月二十二日に『國家文化局』（ライヒスクルツールカムメル）の創設が內閣によつて採擇された。

『文化局』の目的は、ドイツ文化生活のあらゆる部門の協力を保證し且つドイツ民衆の幸福のためにつくす各部門の事業にできるだけ援助をあたへる

『文化局』の目的は、ドイツ文化生活のあらゆる部門の協力を保證し且つドイツ民衆の幸福のためにつくす各部門の事業にできるだけ援助をあたへることである。國務大臣ゲッペルス博士は『國家文化局』の首腦者である。



上の表は『國家文化局』の構成を圖示する——

ラジオ

獨逸のあらゆる放送局はライヒスルントフンクゲゼルシャフト（國家ラジオ放送協會）の傘下に統一されてゐる。その技術的作業は遞信大臣の管下に屬してゐる。放送事業に從事してゐる一切の人員はライヒスルントフンクカムメル（國家ラジオ會議所）の會員である。

プログラムは各放送局が獨自に編成して居り、一九

三八年度の放送プログラムは延時間に算出すると八八、五三一時間であつた。放送の種目別百分率は左のとほり――

民衆音樂	六四・〇%	古典音樂	五・〇%
講演	七・四%	競技	三・二%
政治	三・五%	時事解説	二・九%
少年及學校	三・六%	ニュース	一〇・四%

獨逸短波長放送局はその波長の數を一九三三年の三から一九三九年の一八に増加し、毎日の放送時間を二時間から一一九時間に増加した。この發達の結果、獨逸の放送は數個の指向放送裝置を使用して世界中の特定地域へ放送を行ひ得るやうになつた。

一九四〇年六月一日にはワルテランド及びダンチッヒ西部プロシヤを含む獨逸全國を通じて一四、四三一、一四二臺の受信器があつた。主として、値段の恰好な、フォルクスエムプフエンガー受信器の普及によつて人口一千人に對する聽取者の數は一九三三年に獨逸全國を通じて六六人であつたのが、一九四〇年六月には大獨逸(領土擴大後の獨逸)を通じて一六一人に増大したが、この増加は、新附の各領域のラジオ分布の密度が比較的稀薄であるといふ事實にかゝはりなく、躍進したものである。

たものである。

宗教

ナチスは、黨綱領に從つて眞正の基督教に味方する。但し國家はいづれの教會とも特別に提携しない。新教及び加持力の諸教會及び教役者は、過去において支持を受けたと同樣に、政府基金の中から特別財政補助金を與へられて、支持されてゐる。この財政補助金額は一九三九年に一億二千八百萬ライヒスマルクにのぼつた。

これらの補助金のほかに、政府は正規の徴税機關を通じて、年額五億ライヒスマルクにのぼる教會税を教會のために會員から徴收してゐる。この收入は、信者各自の申告にもとづき、各教會に對して納付される金額に從つて、各教會へ比率的に分配される。

人口九千六百萬を算する大ドイツ（ボヘミア及びモラヴイアの保護領をも併せた地域）内における基督教各派教會の一九三九―四〇年度の會員のうち、四千五百萬人は新教信者であり、加持力信者は四千八百萬人であつた。

一九三三年から一九三九年迄の間に、二百七十の新教々會と二百三十の舊教々會が建築された。

日刊新聞

今日獨逸國內で發行されてゐる有力日刊新聞を列擧すれば次のやうなものである——

新聞	發行地	部數
フエルキッシャー・ベオバッハター	ベルリン及ミユンヘン	六三〇、七七六
ベルリーナア・モゲルンポスト	ベルリン	四四八、四八三
ベルリーナ・アイルストリールテ・ナハトアウスガーベ	ベルリン	三二五、六三七
ヴエストドイッチヤー・ベオバッハター	ケルン	二四六、二五一
ベルリーナア・ロトカルアンツアイガー	ベルリン	二二二、三三二
ハムブルガア・アンツアイガー	ハムブルグ	一六九、六一三
ナチオナールツアイトウンク	エッセン	一六八、五三七
クライネ・フオルクスツアイトウンク	ウインナ	一六三、〇〇〇
ライプツイガア・ノイエステ・ナハリフテン	ライプチッヒ	一五五、七一六
ハムブルガア・フレムブデンブラット	ハムブルグ	一二五、〇〇〇
デア・アングリッフ	ベルリン	一一五、七〇四

フエルキッシャー・ベオバッハター　ウインナ　一一二、六〇二

フエルキツシヤー・ベオバツハター	ウインナ	一一二、六〇二
フランクフルター・ゲネラルアンツアイガー	フランクフルト・マイン	一〇九、六六八
ノイエステ・ナハリフテン	ウインナ	八〇、五四三
ドイツチエ・アルゲマイネ・ツアイトウンク	ベルリン	七九、一一四
フランクフルター・ツアイトウンク	フランクフルト・マイン	七六、五八二

（一九三九年四月現在）

第三部　社會施設

勞働戰線

ドイツの商業又は工業に從事して居る人は悉く『勞働戰線團』（ドイッチェ・アルバイツフロント）に屬する。その團員數は今日二千萬人を超過してゐる。『勞働戰線』の指導者はロベルト・ライ博士である。

『勞働戰線』は曾て存在した二百十六の勞働組合を吸收して、その代りとして生れたものである。その業績は、曾ての勞働組合下における種々なる狀態と今日行はれてゐるところのものとを對比して見ると、もつともよく判る。以前は全般的に不滿の氣が溢れてゐた結果、賃銀表は一萬三千以上にわかれてゐて、拔き挿しのできぬ約定や、罷業、閉出などが頻々と行はれてゐた。

今日では賃銀表が僅々七千にすぎず、法律關係は明確に定められ、拔きさしのできぬ約定のかはりに最低基本率、仕上高による賃銀率等が定められた。階級鬪爭や、罷業、閉出等は熄み、福祉は

よく保護されて、あらゆる事件が防止されてゐる。

よく保護されて、あらゆる事件が防止されてゐる。

『歡喜力行』運動

『勞働戰線』と密接な關係のあるこの運動の目的は、勞働者の就働中及び勞働時間後の福祉を念としてゐるものである。餘暇に對するその活動は、休暇、週末及び休日の全部にわたつて行はれる。勞働者の文化的な娯樂を妨害してゐた一切の障壁は粉碎された。今日ドイツの勞働者は、當然のこととして旅行したり、劇場や音樂會へ行つたりしてゐる。

この組織は一九三八年に一四四、四〇〇の催しを行ひ、五千萬人以上の人々が出席した。一九三九年一月以降六月までに一一五、三四〇の催しを行ひ、三二、一〇五、九五四人が出席した。このほか、この運動の主催にかゝる演劇は四萬八千回公演されて、二千二百萬人が觀劇し、映畫は四萬七千回上演されて、五百五十萬人がそれを觀覽した。

約千三百の工場展覽會を三百萬人以上の人人が觀覽し、自動車道路等の工事にたづさはつた十八萬餘の人々が各種の接待を受け、また七萬四千人が陸路又は海上周遊旅行に參加した。

競技の方面では百萬組以上の競技が一九三四年このかた行はれ、それに二千百萬人が參加した。

海水浴場だけでも三十五萬人の人々が體育的休養の機會を得た。これらの催しは四千五百人以上の師範によつて監督された。

旅行やハイキングを含む休日向きの組織は大きな發展をとげた。一九三四年以降、ノルウエイ、ポルトガル、マデイラ、アゾレス群島、イタリア及び北部アフリカに向つてすら、合計四百五十回以上の周航が行はれ、約六十萬人がこれに參加した。『勞働戰線』はその自的で九隻の航洋船を使用したが、その中の四隻は自らの所有に係るものである。陸上では十萬回以上の周遊旅行が行はれ、參加者の延人員は六億を超えた。徒歩旅行は一一三、〇〇〇回に行はれて、三百萬人以上がそれに參加した。これら小旅行の個人に對する費用は極めて低廉ならしめられた。

就働時間内に行はれる勞働者の福祉のための『歡喜力行』運動の活動は『勞働の美』（シエーンハイト・デア・アルバイト）といふ名で知られてゐる。建築物の改造又は新築の行はれた件數は次の通りである。即ち、工場二萬三千、食堂及び倶樂部等一萬九千、浴室及び更衣室一萬五千、倶樂部家屋千二百、運動場二千二百、船内における乘組員室の改善された船は三千六百隻である。村落改善運動には五千の村落が參加した。

一九三四年以後に行ける『歡喜力行』運動のための總支出は、投資及び造船費を除外して九千萬ライヒスマルクスにのぼる。そのほか同運動の就航船隊に支出せられた金額は二千百萬ライヒスマ

一九三四年以後に行ける『歡喜力行』運動のための總支出は、投資及び造船費を除外して九千萬ライヒスマルクにのぼる。そのほか同運動の就航船隊に支出せられた金額は二千百萬ライヒスマルクを超過した。

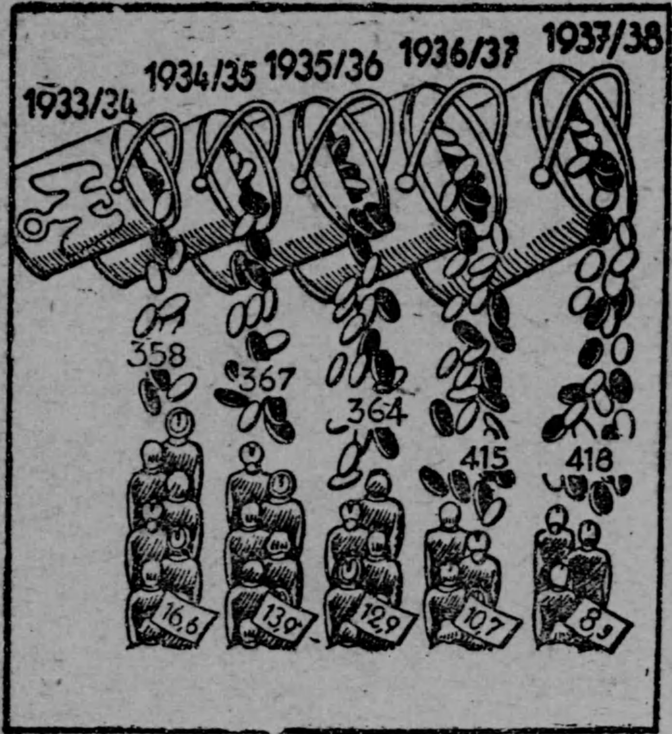
冬期救濟事業

「ヴインターヒルフスヴエルク」と稱せられる此の事業は全然有志者の寄附金で行はれ、如何なる種類の税金とも關係がない。その第一の目的は個人の獨立を援けて、自立自給の人たらしめることである。この種の援助を求むる人の數の着々減少してきたことは注目に値する。

それにもかゝはらず、曾ての失業とか、疾病、老齢その他の就働不能のため、一時の援助を必要とする人々が幾人か無いこととてはない。

この方面におけるナチスの業績は、從來存在したいかなるものに比較しても斷然優越してゐる。この事業の規模がどれほどのものであるかといふことは、「冬期救濟事業」に進んで寄與された次の金額表を一瞥すれば容易に理解できる――

冬期救濟事業に寄せられた寄附金



冬期救濟事業による救護人員（單位百萬人）

一九三三年より一九三八年までの五個年間に冬期救濟事業に寄附せられた總額は十九億ライヒスマルク。

年次	マルク
一九三三―三四	三五八、一三八、〇四一
一九三四―三五	三六七、四二五、四八五
一九三五―三六	三六四、四九九、三八七
一九三六―三七	四一五、一五〇、五一三
一九三七―三八	四一八、九八八、三〇〇
一九三八―三九	五六六、三五二、四八二
一九三九―四〇	六〇二、五〇〇、〇〇〇

第四部　經濟

農業

ナチス政府は國民全體に對する農耕の生命的意義を十分に認めて、農民の社會的並に經濟的保護及び安全のための徹底的な手段を講じた。一九三三年七月十四日に一つの法律が實施され、中央政府はそれによつて國民の農耕を管轄することになつた。一九三三年九月二十九日のライヒスエルブホフゲゼッツと稱せられる『世襲農家法』は二十乃至三百英加の耕地を有する農家の約半數の經濟的及び社會的身分を規定した。その法律は、十分に規律が立ち且つ秩序正しく管理されることが先決條件であるから、耕地所有者は負債のために土地を奪はれたり收穫が差押られたりすることのないやうに規定した。また、農耕の土地は分割されることなく、所有者が指定し又は土地の習慣によつて選定された唯一人の相續者が受けつぎ、その土地に關する一切の紛爭は特別裁判所で解決せらるべきことを規定した。

大ドイツ（註）の農耕用土地の全面積は八千五百二十萬英加を算したが、その中の六四％すなはち五千五百萬英加は耕作に適した土地であり、三三％すなはち二千八百萬英加は牧草地及び放牧地であつた。そのほかの土地は果樹園、菜園、葡萄園等にあてられた土地であつた。

最も重要な農産物は粒穀類及び根菜類で、それぞれ耕作地の六〇％及び二二％を占めてゐる。そのほかは、一四％が糧秣の生産にあてられ、野菜、苗圃等に作用されてゐる。

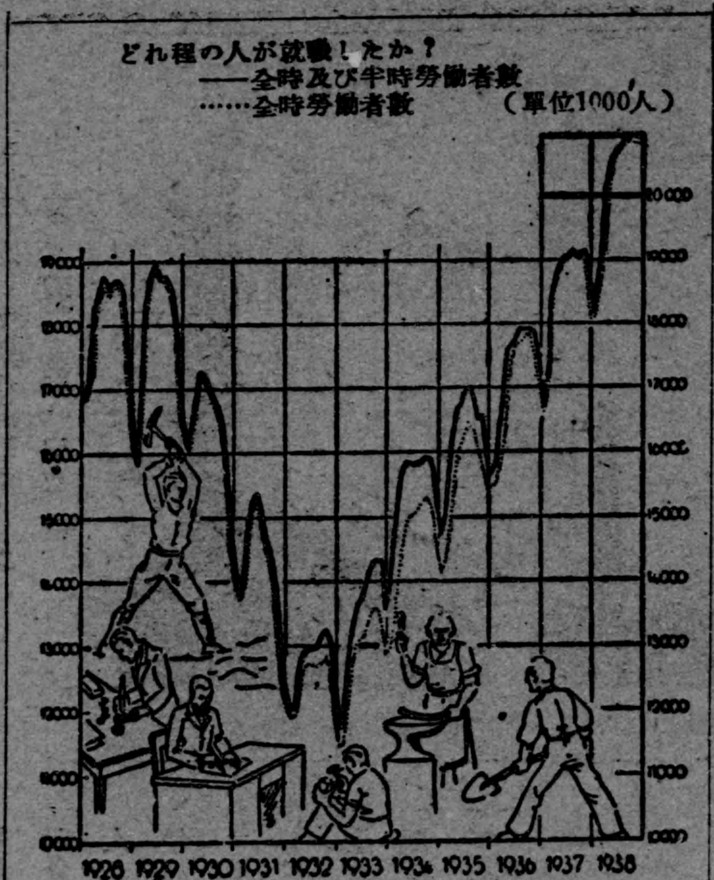
ドイツ全人口の二一％は專ら農を業としてゐるが、全賃銀勞働者中の農業勞働者の率は二九％である。全人口の約三分の一は「田舍」すなはち人口二千以下の各地に居住してゐるので、全人口の三分の二は都市居住者と見て間違ひはない。

（註）舊ドイツ、オーストリア（オストマルク）、ズデーテンランド、メーメルランドを含むが、新ドイツ東部諸州（オストガウエ）は含まない。

四個年計畫

苦難の最もはげしかつた一九三三年に開始されながら「四個年計畫」は最も緊急な經濟諸問題の解決されたのち廢棄してしまはれるやうな單なる應急處置と見るべきものではない。それは一個の

…かつた一九三三年に開始されたが「四個年計畫」は最も緊急な經濟諸問題の解決されたのち廢棄してしまはれるやうな單なる應急處置と見るべきものではない。それは一個の



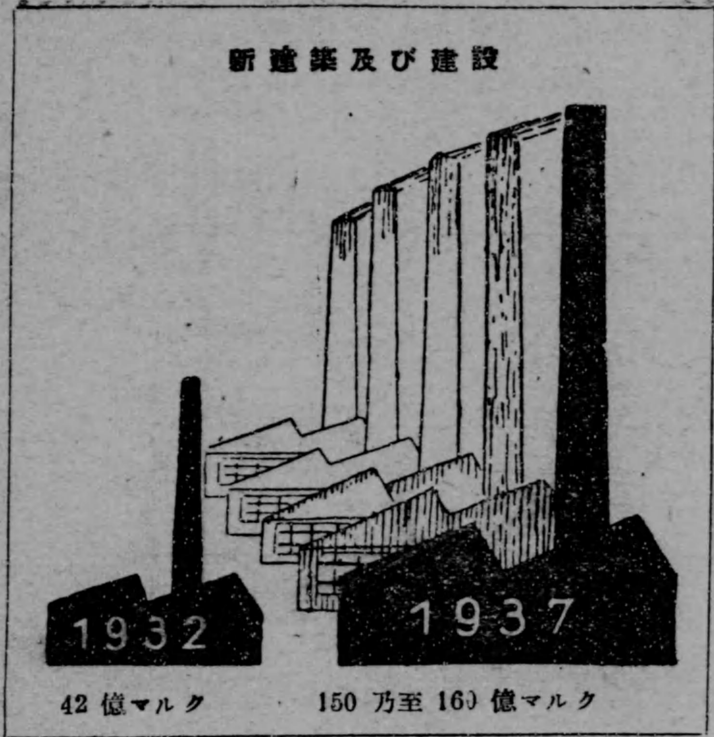
就働者數の上昇

一千百五十萬乃至二千百萬人

繼續的計畫として企てられたもので、その目的は全經濟機構を最大能率の發揮に適するやう築成し、最も生命的な諸問題の解決のために全國民の勢力と熟練を操縦することである。

第一次「四個年計畫」にとつてさういふ問題は失業の解消とドイツ農業の復活であつた。比較的短期間に、六百萬の失業ドイツ人が就業せしめられた。大規模な公共建築工事が許可された。世界に名高いライヒスアウトバーネン（國營自動車路）、大

一九三三年—一九三七年までの
經濟的發展

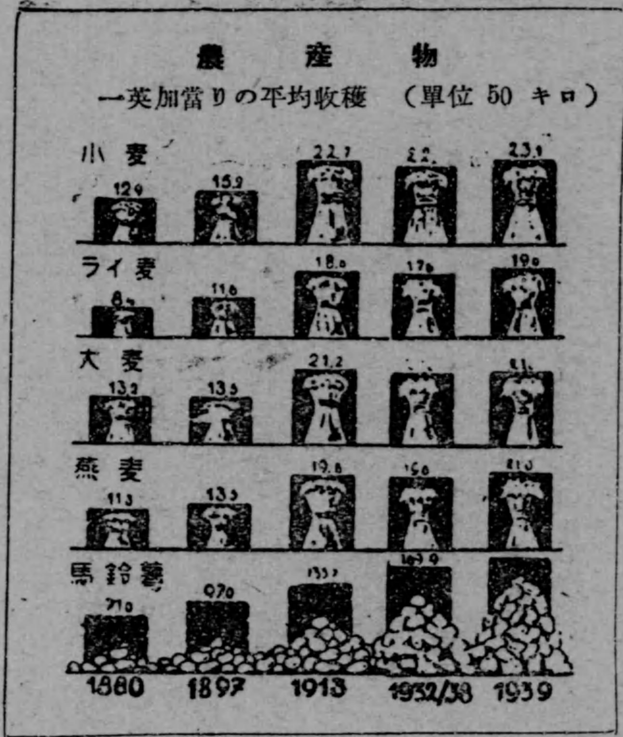


規模な住宅建築、學校、工場などの建設が急速且つ續けさまに行はれた。この廣大な發展に對する國家の負擔は一九三三年から三五年までに百二十二億ライヒスマルクを算してゐる。

第一次「四個年計畫」は更に農業を完全な荒廢から救つた。「物産局」が新設され、その「市場法令」によつて農産及び酪業産物の配給と價格が規定された。一定された價格は農民に對してその生産に對する正規の報酬を保證した。かくの如く、度を越した個人的思惑の排除によつて、全經濟は絕えず高低する傾向の有害な影響から保護された。

農業生産の強化によつて輸入食品に對するドイツの依存は終に征服された。この努力の結果は次の生産數字によつて明示されてゐる。

農業生産の強化によつて輸入食品に對するドイツの依存は終に征服された。この努力の結果は次の生産數字によつて明示されてゐる。



	一九三三年	一九三八年
馬鈴薯	四一、五七一、〇〇〇瓲	五〇、九〇三、〇〇〇瓲
甜菜	八、五八三、〇〇〇	一四、九六六、〇〇〇
牧草	三一、三三七、〇〇〇	二五、七八一、〇〇〇
	一九三二年	一九三七年
バター	四一九、〇〇〇	五二六、〇〇〇

一九三六年に立案された第二次「四個年計畫」は、できるだけの外部の世界からの經濟的獨立を實現するやうに實施された。

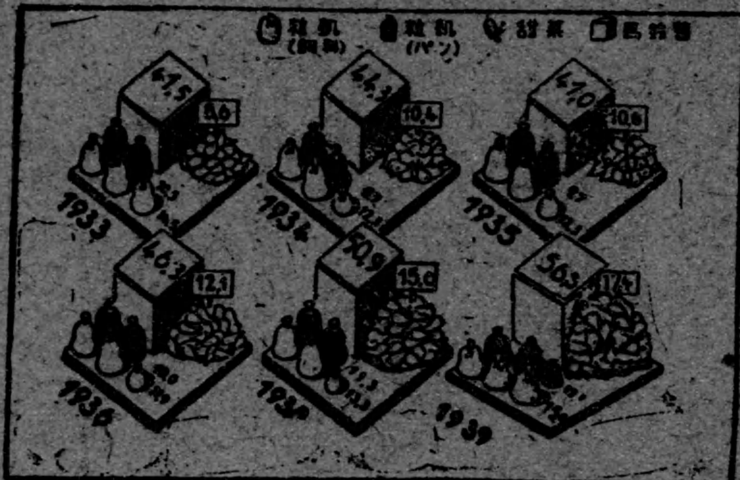
ヒトラー大總統は第二次「四個年計畫」の指揮をヘルマン・ゲーリング元帥に托した。ゲーリングは直ちに五つの重

要た中央委員會をつくつた。それは（一）ドイツの原料品生産、（二）原料品配給、（三）勞働、（四）農業生産、（五）價格統制を司る委員會であつた。

第二次「四個年計畫」の最大の業績は合成原料の生産における尨大なる増加であつたと云つてよからう。化學工業は各種の組成から成る新セルロース・ウール・フアイバー（人工毛織原料）の製法を發達させ且つ改善した。研究方面では各種の合成燃料（ガソリン等）の製法を改善して完成の域に達し、それによつて大規模の生産が開始され得るに至つた。それだけではなく、一九三八年には從來輸入されてゐた粗製ゴムの約三分の一（約二千二百萬乃至八千八百萬ライヒスマルク）がブナ（合成ゴム）によつて代用されるやうになつた。ドイツの粗製ゴム全需要高は一九三三年の二千五百十萬ライヒスマルクから一九三七年の六千六百二十萬ライヒスマルクに増加してゐた。更にカゼイン（酪素）を工業用原料として使用する方法が發見され、今日ではそれが無數の品物の製造に用ゐられてゐる。鐵鋼工業は全能力を出して作業しただけではなく、その規模を擴大さへした。石炭の生産は一九三二年の一億四百七十萬トンから一九三八年の一億八千五百八十萬トンに増加し、またコークスの生産は夫々同期における一千九百三十萬トンから四千三百二十萬トンに増加した。一九三二年の産鐵額は五百二十八萬一千トンであつたのが一九三八年には一千八百八十三萬六千トンに増加し、同時に粗鋼（クルード・スチール）の生産は七百十一萬五千トンから二千三百八萬ト

一年間の農産額

（單位百萬トン）



ンに増加し、同時に粗鋼（クルートド・スチール）の生産は七百十一萬五千トンから二千三百八萬トンに増加した。

地質學的調査の結果、原料品類の國内生産額が從來考へられてゐたより遙かに多い可能性のあることが明かにされた。土壤は從來推定されてゐたより金屬鑛を多分に含んでゐることが發見されたのである。

多數の特許はドイツ國内における合成諸原料の生産方面で多大の進歩の行はれたことを明示するものである。

經濟的概觀

ナチス政府が一九三三年に政權を把つたとき、

國內には重大な諸問題が累積し、失業者の總數は約六百萬を超えてゐた。ナチス政府の政策の成功は、五年間にこの數字が極めて少い數に減少した事實によつて判斷することができる。一人殘らずのドイツ人勞働者に働く權利を保證し、且つ絕えず生活の水準を改善するといふ目標に向つての步幅の廣い步みが進められた。土木建築上の諸計畫、就中鐵道、自動車路、公共建築物及び住宅の建設計畫はこの復興事業のうちにあつて主要な役割を演じた。個人企業は政府の方策にその信頼を示し、隨つてこれらの土木事業によつて利益を受けた。勞働は消化され、購買力と消費はその結果として增大した。上昇傾向の若干の表示は次の表を一見すれば判る。この五個年間に或る工業がその生産能力を特に高めたことが認められるだらう。その中には石炭（七〇％）、人絹（一二九％）、鋼鐵（二一〇％）、アルミニウム（七七四％）、スフ（ツエルルウオルレ二八七五％）がある。

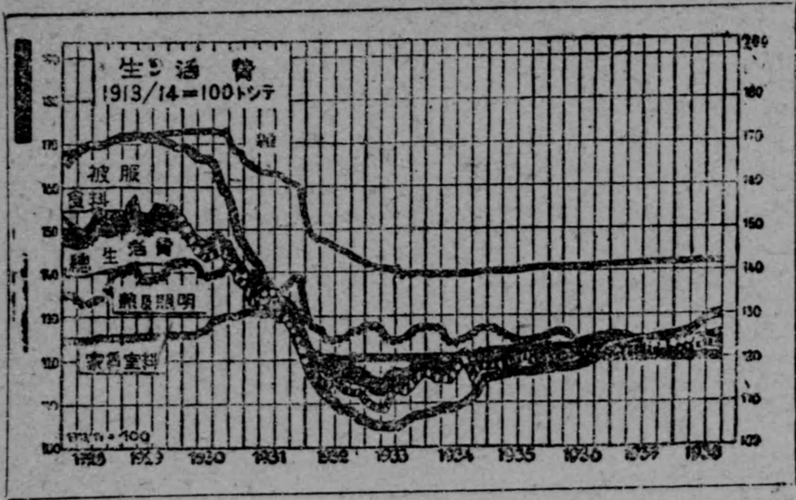
復興を示す比較數字

（特記せぬ限り舊ドイツを意味す。一九三三年－一九三九年。「年」は一年間の數字「月」は毎月の平均を現はす）

	一九三三	一九三八	一九三九 開戰直後の月
出生（年）	九七一、一七四	一、三四七、〇〇〇	一、四〇七、〇〇〇

	一九三三	一九三八	一九三九	開戰直後の月
出生（年）	九七一、一七四	一、三四七、〇〇〇	一、四〇七、〇〇〇	
人口増加（人口一千に付）	三・五	七・九	八・〇	
就職者（月）（單位百萬人）	一三・一	一九・五	—	一九三九年七月 二一・四
失業者（月）（單位百萬人）	四・八〇	〇・四三	—	同 〇・〇四
住宅（新築）（單位一千戸）（年）	二〇二・一	三〇五・五	二〇〇	
冬期救濟醵金（單位百萬ライヒスマルク）（年）	三〇五・一	五六六・四	六〇二・五	

生活費の變化



生産方面の復興

農業					
八月より七月まで（單位百萬ライヒスマルク）（年）	九・八	一三・一[2]	一四・一[3]		
交通					
自動車（單位千）（年）	九二・二	二七六・六	—	一九三九年七月	二二・三
トラック（單位千）（年）	一三・三	六四・一	—	同	五・九
モーターサイクル（單位千）（年）	四〇・五	一九〇・〇		同	二〇・五
セメント（單位百萬トン）（年）	三・八	一五・三	—	一九三九年七月	一・五

（注 1 推定。2 一九三七―三八年。3 一九三八―三九年）

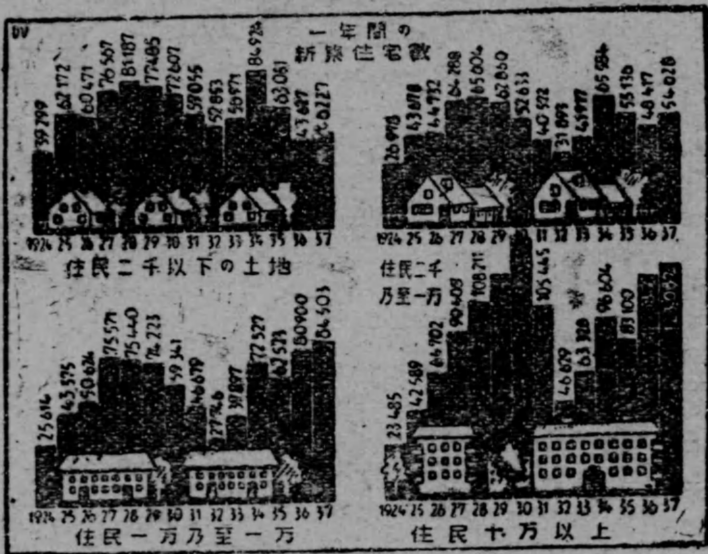
				同	二〇・五
セメント（單位百萬トン）（年）	三・八	一五・三	—	一九三九年七月	一・五
（註 1 推定。2 一九三七—三八年。3 一九三八—三九年）					
石炭（單位百萬トン）（年）	一〇九・七	一八六・二	—	同	一六・二
コークス（單位百萬トン）（年）	二一・二	四三・五	—	同	三・八
亞炭（單位百萬トン）（年）	一二六・八	一九五・〇	—	同	一八・四
電氣（單位十億キロワット）（年）	二五・七	五五・〇	—		
銑鐵（單位百萬トン）（年）	五・二四	一八・五	—	同	一・六
鋼鐵（單位百萬トン）（年）	七・四九	二三・二	—	同	二・一
亞鉛					

(單位千トン)(年)	五〇・八	一九二・〇	―	一八三九年七月 一六・七
アルミニウム (單位千トン)(年)	一八・三	一六〇・〇	―	
レイヨン (單位千トン)(年)	二八・八	六五・〇1	七四1	
ステープル・ファイバー(スフ) (單位千トン)(年)	四・〇	一五五・〇	二〇六4	

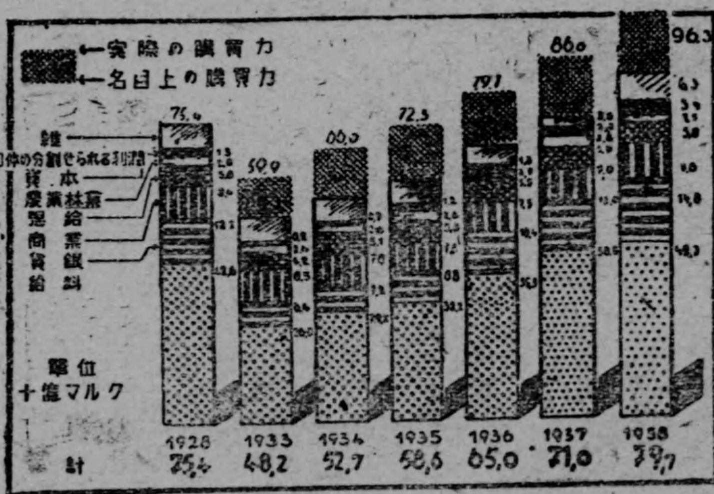
財政方面の復興

國家收入 (單位百萬ライヒスマルク)(年)	四六・五	七九・七	―
收税額 (國税及地方税、單位百萬ライヒスマルク)(年) 四月より三月まで	六・八	一七・七	二三・六
貯蓄銀行預金 (單位百萬ライヒスマルク)(年度末)	一六・二八	二三・九五	―

住宅建築の發展



購買力に現はれたドイツ國民所得の增加



（1935年の58.6十億マルクの名目上の購買力は1928以來の物價の低落と對照するとき72.3十億マルクの實際的購買力をあらはすことを示す）

（單位百萬ライヒスマルク）（年度末） 一六・二八 二三・九五 —

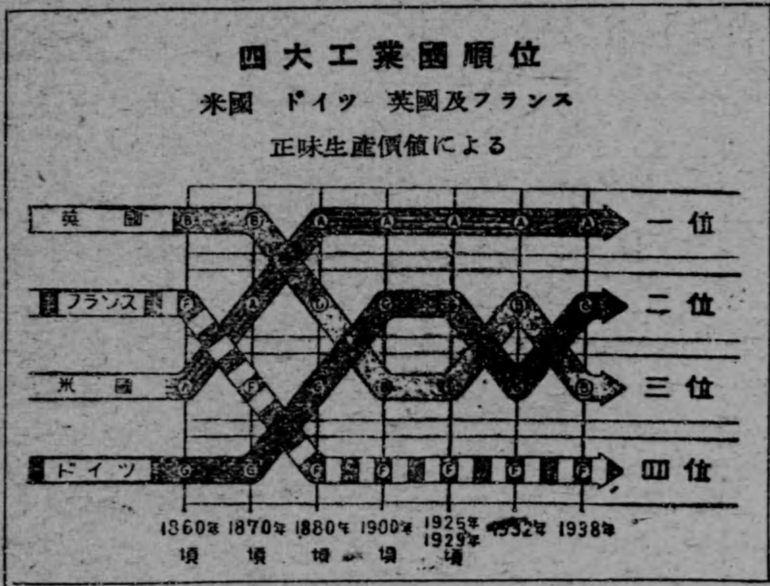
破産	（年）	三八八一	一九四七5	一二一四1
ラジオ受信機（單位百萬臺）	（年度始）	四・三一	九・〇九6	一三・七一

基本原料生産諸工業國順位

（生産額を基礎とせるもの）

品名	年	一位	二位	三位	四位
石炭	一九三八	米國	英國	ドイツ	ソ聯
亜炭	一九三八	ドイツ	チエコスロヴアキア	ソ聯	ハンガリー
石油	一九三八	米國	ソ聯	ヴエネズエラ	イラン
銑鐵	一九三八	米國	ドイツ	ソ聯	英國
鎔鋼	一九三八	米國	ドイツ	ソ聯	英國
壓延産物	一九三七	米國	ドイツ	ソ聯	英國
銅	一九三七	米國	チリー	ドイツ	北部ロデシア
亜鉛	一九三七	米國	ベルギー	ドイツ	カナダ
鉛	一九三七	米國	濠洲	メキシコ	カナダ
アルミニウム	一九三八	ドイツ	米國	カナダ	ソ聯
コークス（コークス工場の）	一九三七	米國	ドイツ	ソ聯	英國

アルミニウム	一九三八	ドイツ	米國	カナダ	ソ聯
コークス（コークス工場の）	一九三七	米國	ドイツ	ソ聯	英國
煉炭	一九三七	フランス	ドイツ	ベルギー	和蘭
加里肥料	一九三七	ドイツ	フランス	米國	波蘭
洋灰	一九三七	米國	ドイツ	英國	ソ聯
トーマス・スラッグ	一九三七	ドイツ	フランス	ベルギー	ルクセムブルグ
石灰窒素	一九三七	ドイツ	日本	イタリア	カナダ
電力	一九三七	米國	ドイツ	ソ聯	カナダ
人絹	一九三八	米國	日本	ドイツ	英國
スフ	一九三八	ドイツ	日本	イタリー	英國
化學木材パルプ	一九三七	米國	スウエデン	芬蘭	ドイツ
機械木材パルプ	一九三七	カナダ	米國	ドイツ	スウエデン
紙	一九三七	米國	カナダ	ドイツ	芬蘭
板紙	一九三七	米國	ドイツ	カナダ	和蘭



ドイツ工業の優越的地位

四大工業國順位

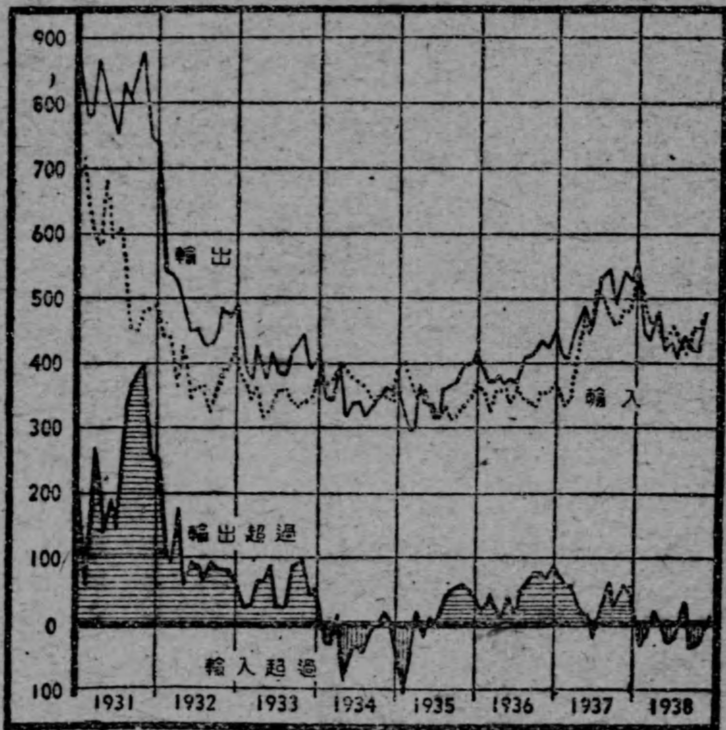
ナチス經濟政策の一結果として一九三三年以來行はれた工業生産の急速な增加は、そのあらゆる部門における全能力的生産を誘起しただけではなく、ドイツ工業をして往年の歐洲における優越せる地位を回復し且つ强化するを得しめた。それだけではなく、ドイツ工業は米國の工業生産量に一層接近してきた。

ドイツの對外通商

ドイツの對外通商は世界危機によつて著しく阻害され、一九三三年に完全な沈滯に達した。一九二九年から一九三三年までに、ドイツの輸出は一三・〇四二十億マルク



ドイツの毎月の貿易
（單位百萬マルク）



——輸出　……輸入　☰輸出超過　|||輸入超過

ら一九三三年までに、ドイツの輸出は一三・〇四二十億マルクから四・七五一十億マルクに縮減したが、それが一九三四年には四・〇六〇十億マルクといふ最低額に落下した。その時以來、數字は一九三七年まで、徐々と併し確實に上昇をつづけた。一九三五年に四・一六二十億マルクといふ僅少な增加を示したドイツの輸出は翌三六年に約十億マルクを獲得し、一九三七年には一躍五・七八八十億マルクに增加して一年間に二四％

の増加を遂げ、一九三二年の輸出額五・七四十億マルクを抜いたが、一九三八年にはもう一度五・六二マルクに後退した。

輸入は一九三四年から三六年までほぼ同水準にとどまり、年額四・〇八八十億マルク乃至四・三八五十億マルクにあつたが、一九三七年に、主として食糧原料及び半製品の大量輸入が行はれた結果、三〇%を增して、五・三七五十億マルクに上つた。

ドイツの對外通商一覽表

(舊國家のみの數字。對オーストリー通商を除く。)

單位百萬マルク	輸入	輸出	バランス
一九二八年	一三、七六九	一二、八五一	一、九一八減
一九二九年	一三、二四五	一三、〇四二	二〇三減
一九三三年	四、二〇一	四、八七一	六六七超
一九三四年	四、四五一	四、一六七	二八四減
一九三五年	四、一五九	四、二七〇	一一一超
一九三六年	四、二一八	四、七六八	五五〇超
一九三七年	五、四六八	五、九一一	四四三超

交通

ドイツの道路は交通省（ライヒスフエルケールスミニステリウム）がこれを統轄してゐる。一九三九年には、舊ドイツ、オストマルク（オーストリア）、ズデーテンランド及びメーメル地方を合はせて六四、四一七キロの車道が開通した。

自動車專用の新道路の建設は一九三三年に開始された。その計畫は總延長八千七百哩の自動車路を建設するにあつた。一九三八年末には千九百十五哩が完成し、殘りの部分は工事中であつた。その後年々一千キロづつの完成を見てゐる。幹線道路の發達は自動車運輸の巨大な增加を招來し、それに應じて、自動車製造の增大を來した。

內陸水路の總延長は六千九百哩に及んでゐる。內陸水運輸の一轉機となつたものは「內陸大運河」（ミッテルラント・カナル）の開通である。この大運河はドイツの東部及び西部水路系統の大きな連絡を完成したものである。東部における最も重要な運河の一つは、上部シレジアの鐵及び石炭產地をオーデル河にのぞんでゐるコーゼルで大きな內陸運河系統と連絡してゐるアドルフ・ヒトラー運河である。目下開設中のオーデル＝ダニューブ運河は、ドイツの東部とバルカン諸國を結ぶ

ドイツの内陸水路



大水路の完成區間となるだらう。

主要な內陸諸港で積卸された貨物の數量は一九三八年の一月以降九個月間に一億三千四百萬噸に達し、一九三三年の同期間における量より九五％を增加してゐる。

電信電話は國營で「郵便省」（ライヒスポストミニステリウム）が管理してゐる。

自動車とモーターサイクルの生產數は一九三二年の十萬六千臺から一九三八年の六十八萬五千臺に激增したが、一九三九年には六月三十日までの半年間に三十九萬臺といふ夥し

い數が諸工場によつて製造された。

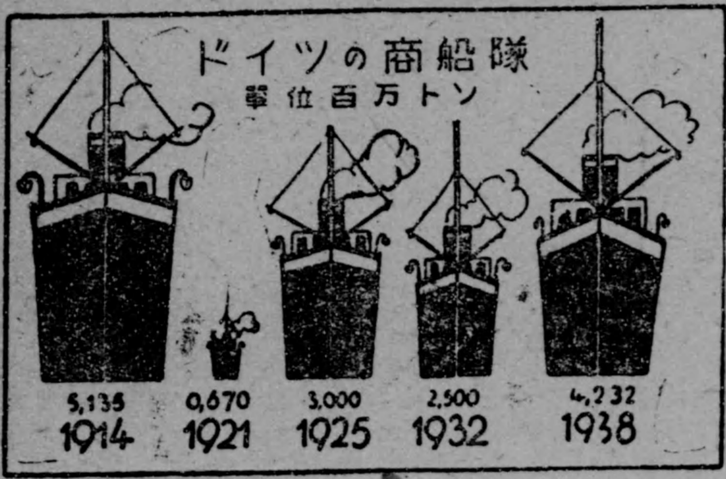
い數が諸工場によつて製造された。

海　運

「ロイド船名錄」によれば、一九三九年におけるドイツの商船の總トン數は四百四十九萬三千トンといふことになつてゐる。これは一九三八年より二十四萬九千トンの增加を意味する。ヴェルサイユ條約が僅かに六十七萬トンの商船をドイツにもたせた事實に鑑みるとき、この總トン數は更に驚異に値する。

一九三八年間にドイツ諸港で積卸された貨物の總量は六千四百萬トンで、うち四千六百萬トンはバルチック沿岸の諸港で積卸されたものである。ドイツの海運事業は世界通商の全般的消沈狀態に照し合はせて比較的良好狀況を維持した。ドイツの海港で積卸された正味の商品總トン數は一九三七年一月以降六個月間の四千百九十九トンから一九三八年の同期における四千六百萬トンといふ記錄水準にのぼつた。

ドイツの商船



ドイツ諸港の積荷

（一九二九年一月—九月を一〇〇として）

海運商品	一九三三	一九三七	一九三八（一月より九月まで）
北海諸港	八四、一	九八・三	一〇七・一
バルチック諸港	八四・九	一三三・一	一三八・二
計	八四・三	一〇五・四	一一三・四
近海運輸	一〇二・二	一四五・五	一六二・二
外國運輸	七九・八	九八・五	一〇五・〇

航空

商業航空は戰爭勃發前約七〇の航空路を經營してゐたドイツチエ・ルフトハンザの掌中にあつて、ドイツと歐洲の主要商業中心地や極東や南米間の旅客、郵便物及び貨物の輸送に

あたつてゐた。

一九三八年中にルフトハンザの輸送した旅客は二十九萬九千名、

あたつてゐた。

一九三八年中にルフトハンザの輸送した旅客は二十九萬九千名、小荷物及び荷物は五、二九五、六七〇斤、郵便物は一二、三三七、六〇〇斤で、飛行距離は總計一二、六六二、四〇〇〇哩にのぼつてゐる。

ドイツの航空事業は、軍用も非軍用も、悉く「航空省」（ライヒスルフトフアールトミニステリウム）の指揮下にあり、航空相はヘルマン・ゲーリング元帥である。



ツチエ・ルフトハンザの掌中にあつて、ドイツと歐洲の主要
商業中心地や極東や南米間の旅客、郵便物及び貨物の輸送に

第五部　軍　隊

ナチス獨逸の軍隊

ヒトラー總統の最高指揮下にあるドイツの軍隊は陸軍、海軍及び空軍の三つから成り立つてゐる。ヴエルサイユ條約によつてドイツの軍隊は兵十萬人（服務期間十二年）と將校四千人（服務期間二十五年）に制限された。戰車、瓦斯及び重砲は禁ぜられた。海軍の戰鬪力は各階級の將校一千五百人とも一萬五千人の兵力に制限された。艦艇は輕巡洋艦八隻、驅逐艦十二隻、水雷艇十二隻に制限された。潛水艦は禁ぜられ、裝甲と材料が制限された。空軍は一切許されなかつた。

隣接各國が條約で約定した逐漸的軍備縮小の義務をいささよく實行しかねて居るにあたつて、ヒトラー總統はつひに一九三五年三月十六日に國民中のあらゆる男子に一個年の義務兵役を再施することを宣言した。この兵役期間は、翌年八月二十四日に二個年に延長された。新陸軍は十二軍團と

トラー總統はつひに一九三五年三月十六日に國民中のあらゆる男子に一個年の義務兵役を再施することを宣言した。この兵役期間は、翌年八月二十四日に二個年に延長された。新陸軍は十二軍團と

三十六個歩兵師團から成立した。一九三五年六月に、ドイツは英國と海軍制限條約を締結し、その條約によつてドイツの海軍を英國艦隊の總トン數の三五%に制限することが協定された。しかるに此の自主的なドイツ海軍々備の制限は、英國がドイツに對して戰備を進めつつあつたことがますます明白となるに及んで、一九三九年四月に廢棄された。

「西壁」（ウエストウオール）又は「ジークフリード線」と稱せられるドイツの國防線は、世界大戰後ドイツの武裝撤去地帶の向ふ側に構築されたフランスの「マジノ線」に面するドイツ西部國境を保護するために、一九三八年五月に起工されたのである。

第六部

一九三九年度重要事項

一月五日　波蘭外相ベツク大佐ベルヒテスガーデンにヒトラー總統を訪問す。

〃二十五日　フオン・リベントロツプ外相一九三四年の波獨協定の記念祝典に出席のためワルシヤワを訪問す。

三月十四日　ボヘミア及びモラヴイア保護領の設立。スロヴアキア獨立す。

〃二十二日　リトワニヤ、メーメル地方をドイツに還附す。

〃三十一日　チエムバレン首相波蘭に保證を與ふる聲明を發す。

五月五日　ドイツ、ラトヴイヤ及びエストニヤと不侵略條約を締結す。

〃二十日　ダンチツヒ、波蘭國境事變。

〃二十二日　イタリヤ外相チアノ伯ベルリンにて獨伊軍事協約に署名す。この協約は五月八日に發表された。

た。

六月一日―九日　ユーゴスラヴイアのパウル攝政王の公式ベルリン訪問。
七月七日　ブルガリア首相キョツセイワノフ、ベルリンを訪問す。
〃二十日　ドイツ、ブルガリア農業協定。
〃二十二日　ダンチッヒ波蘭國境に越境事件起り、ダンチッヒの警察官、波蘭人の捕虜となる。
八月一日　波蘭ダンチッヒ自由國との通商條約を廢棄す。
〃十一日　伊獨兩國外相チアノ及びリベントロップ、ザルツブルグに會商す。チアノ伯オーベルザルツブルグにヒトラー總統を訪問す。
〃十六日　波蘭政府、ドイツ國境及びスロヴアキヤ國境を閉鎖す。
〃十九日　獨ソ政府通商信用條約を締結す。
〃二十三日　ソ獨不侵略協約締結さる。
〃二十三日　サー・ネヴイル・ヘンダーソン大使を通じてチエムバレン首相とヒトラー總統との間に文書の交換行はる。
〃二十四日　地方指揮者フォルタア、ダンチッヒ自由國の大統領となる。
〃二十五日　獨波問題の最後的解決に關して獨逸總統より英國大使に宣言す。
〃二十七日　ヒトラー總統、フランス首相ダラヂエーと文書を交換す。
〃二十八日　英國大使ロンドンよりベルリンに飛來し、波蘭政府がドイツと協商を開始することに同意せ

る點を指摘し、波蘭がドイツと戰ふ際には波蘭を援助せんとする英國の意圖をドイツ政府に申達す。

八月三十日　波蘭の總動員。
〃　三十一日　ドイツ政府自國の平和案の內容を發表し、波蘭政府がこれを拒絶せる旨を公表す。
〃　三十一日　英國の總動員。
九月一日　波蘭における戰鬪行爲開始。
〃　一日　ダンチッヒ自由國ドイツとの再聯合を宣言す。
〃　三日　英國及び佛蘭西、ドイツに宣戰す。ドイツ軍チェンストチヤウを占領。」
〃　六日　クラカウ及びレムベルグ陷落。
〃　七日　ウエスタープラツテ降服す。波蘭政府ルブリンに遁ぐ。
〃　十五日　獨軍ブレスト＝リトフスク到着。
〃　十七日　ワルシヤワ包圍さる。ソ聯東部波蘭を占領す。
〃　二十八日　ソ獨修交及び國境協定成る。
十月一日　ドイツ軍ワルシヤワを占領す。波蘭の軍事行動完了。」
〃　五日　ヒトラー總統ワルシヤワを訪問す。
〃　十五日　獨系諸小民族のバルチック諸國よりの復歸開始す。

十月二十一日　獨伊復歸條約締結さる。
十一月二日　ポーゼンの州（ライヒスガウ）制度開始さる。
〃　三日　波蘭よりドイツ及びソ聯領內へのドイツ及びソ聯系諸小民族復歸に關する協定成立す。
十二月八日　上部シレジアとオーデル河を連絡するアドルフ・ヒトラー運河開通。オーデル・ダニューブ兩河連絡の構築工事開始す。
〃　二十八日　敵國及び中立國の海上損害總計商船二七九隻、合計一、〇二九、六三五トン。ドイツの損害一八隻、合計一二八、六八九トン。

第七部

一九四〇年度重要事項

一月四日　ヘルマン・ゲーリング元帥の下に構成されるドイツ戰時經濟組織の統一宣布さる。

〃　三十日　ナチス政權確立第七年記念祭擧行さる。ヒトラー總統の演說。

〃　三十一日　ドイツ土耳古通商條約の締結。

二月二日　獨伊通商協約締結さる。

〃　十一日　ソ獨通商協約の締結。

〃　十五日　總統ライ博士に「老齢年金計畫」の起案を命ず。

〃　十六日　英軍ドイツ汽船アルトマルク號をノルウェイの中立海上にて攻擊す。

〃　二十五日　開戰以來五個月間に敵國船及び中立國船四百三十六隻合計一、八一〇、三一五登錄トンを擊滅せる旨公表さる。

〃　八日　ライプチッヒ商業市開かる。

三月十三日　伊獨石炭協定の締結。

〃　八　日　ライプチッヒ商業市開かる。

滅せる旨公表さる。

三月十三日　伊獨石炭協定の締結。

〃　十七日　ウインナ商業市開かる。

〃　十八日　ヒトラー、ムソリーニとブレンネル峠にて會談す。

〃　二十日　トツト博士國家軍需相に任命さる。

四月七日　ケルン商業市開かる。

〃　九日　ドイツ軍隊デンマーク及びノルウエイを占領す。

〃　十七日　ヨゼフ・ゲツベルス博士、一九三九―四〇年の「多期救濟醵金」は總額六億二百十萬マルクにのぼり、前年の五億六千六百四十萬マルクを遙に凌駕せる旨を發表す。

〃　二十四日　總統ヨゼフ・テルボーフエンをノルウエイに對する國家代表委員（ライヒ・コムミツサール）に任命す。

〃　二十七日　ヒトラー總統ドイツ、ノルウエイ間の戰爭狀態を宣言す。フオン・リベントロツプ外相の演說の中で、英佛側諸國がノルウエイ侵略の詳細な計畫を立ててゐたこと、またその實行がドイツ軍隊の占領によつて僅に阻止された證據が暴露された。

五月十日　ルール地方に侵入せんとせる聯合諸國の計畫を挫折せしむるため、ドイツ軍は和蘭、白耳義に進入し且つルクセムブルグ大公國を占領す。

〃　十三日　白耳義のエベン・エマエル要塞を陷落せしむるに當つて「秘密武器」突擊隊を指揮せる六名

の將校に鐵十字勳爵士章をヒトラー總統より授與す。

五月十五日 諸都市を「全體的戰爭」より救ふために和蘭國降服す。

〃 二十二日 ブレスラウ商業市開かる。

〃 二十八日 レオポルド王五十萬の白耳義軍隊を率ゐて降服す。

六月四日 獨軍ダンケルクを陷る。捕虜四萬人を得。

〃 五日 總統ソンム・エーヌ戰線上の新攻擊を發表す。

〃 十日 聯合軍ノルウエイ、ナルヴイクより撤退す。ドイツの同盟國としてイタリア參戰す。

〃 十三日 ノルウエイ戰爭終了す。

〃 十四日 獨軍パリに入る。

〃 十七日 ペタン元帥フランスは武器を棄つるの餘儀なきに至つた旨を公表す。

〃 十八日 ヒトラー及びムソリーニ、ミユーニツヒに會談し、フランスの休戰を許すことに意見一致す。

〃 十九日 獨軍ストラツスブルグに入る。

〃 二十一日 コムピエーヌの森にてヒトラー總統休戰條件をフランス代表に手交す。

〃 二十二日 佛獨休戰條約コムピエーヌにて署名さる。

〃 二十四日 フランス、イタリアの條件を受諾す。

〃 二十五日 フランスと樞軸國側の交戰狀態午前一時三十五分をもつて終止す。

六月二十八日 ギリシヤ、ドイツと經濟協定を締結す。

七月一日 獨軍英佛海峽上の二島（ジヤージとガーンジ）を占領す。

〃　二十四日　フランス、イタリアの條件を受諾す。

〃　二十五日　フランスと樞軸國側の交戰狀態午前一時三十五分をもつて終止す。

六月二十八日　ギリシヤ、ドイツと經濟協定を締結す。

七月　一　日　獨軍英佛海峽上の二島（ジャージとガーンジ）を占領す。

ルーマニア、英佛の保證を放棄す。

〃　十七日　バイロイトのワグネル祭開始す。

〃　二十日　獨洪通商協定の批准。

〃　二十五日　ドイツ經濟相ワルター・フンク博士歐洲經濟組織の新構造を略說す。

新獨土通商條約の締結。

〃　二十七日　ミユーニツヒのドイツ美術展覽會開かる。

八月　二　日　ドイツ、ユーゴスラヴ通商條約の締結。

〃　十一日　ケーニヒスベルヒの東部商業市開かる。

〃　十七日　ドイツ、英國諸島の全封鎖を宣言す。

〃　二十四日　ドイツ西班牙新航空輸送條約の締結。

〃　二十五日　ライプチツヒ秋季商業市開かる。

〃　二十八日　ドイツ、イタリア、ハンガリー、ルーマニアの樞軸四國會議ウインナに開かる。

ベツサラビア居住のドイツ人復移住に關するソ獨協定署名さる。

〃　三十日　ウインナ仲裁々判ルーマニア國境の保證を判決す。

九月一日　ウインナ秋季商業市開かる。
〃　四日　總統戰時第二次「冬期救濟醵金」運動の開始を宣す。
〃　十五日　ケルン秋季商業市開かる。
〃　二十六日　開戰後ドイツ潛水艦によつて擊沈せられたる敵國船舶の總トン數四百五十萬トンに達する旨發表さる。
〃　二十七日　ドイツ、イタリア、日本三國協約締結さる。
十月四日　ヒトラー、ムソリーニとブレンネル峠に會談す。
〃　二十三日　佛西國境にてヒトラー、フランコと會見す。
〃　二十四日　ヒトラー、ペタン元帥及びラヴアール首相とフランスにて會談す。
〃　二十八日　ヒトラー、ムソリーニとフローレンスにて會談す。
十一月八日　ヒトラー、ミユーニツヒにてナチス古參黨員に演說す。
〃　十八日　ヒトラー、チアノ伯及びラモン・セルラノ・スーネルとベルヒテスガーデンにて會談す。
〃　二十日　一九四〇年九月二十七日に成立せる日獨伊三國協約にハンガリー加盟す。
〃　二十三日　ルマニア正式に三國協約に加はる。
〃　二十四日　スロヴアキア三國協約に加盟す。

〃　二十三日　ルマニア正式に三國協約に加はる

〃　二十四日　スロヴァキア三國協約に加盟す。

第八部

一九四一年度重要事項

一月六日　獨ソ通商協定成立。

二月九日　獨空軍アイスランドを初空襲。

〃　二十一日　獨軍ブルガリア領内に進駐開始。

三月一日　ブルガリア、日獨伊三國同盟に參加。

〃　二十五日　ユーゴースラヴイア三國同盟に參加。

〃　二十六日　松岡外相ベルリン到着。

〃　二十七日　松岡外相ヒ總統と會談。

〃　三十一日　松岡外相ローマ到着。

四月一日　松岡外相ム首相と會談。

〃　五日　獨軍リビアの要地ベンガジ占領

〃　六日　ソ聯、ユーゴー不侵略條約成立。
〃　六日　獨軍、ユーゴー、ギリシヤ兩國に進擊。
〃　九日　獨軍、サロニカ占領、トラキアの希軍降伏。クロアチア獨立を宣言。
〃　十三日　獨軍、ベルグラード占領。
日ソ中立條約成立調印。
〃　十五日　獨はユーゴー三地方を獨領に編入。
〃　十八日　ユーゴー軍、獨軍に無條件降伏。
〃　二十八日　伊軍、希領コルフ島及コルフ島占領。
五月三日　伊政府スロヴエニア地方を伊領に編入、ルビアナと改稱。
〃　十日　ヘス獨副總理飛行機でスコットランドへ飛ぶ。
〃　二十日　獨軍クレータ島攻略開始。
〃　二十四日　北大西洋で英巡洋艦フッド號獨艦隊に擊沈さる。
〃　二十七日　獨ビスマルク號英艦隊に迫はれ擊沈さる。
六月一日　クレータ島獨軍に歸す。
〃　二日　ヒ總統とム伊首相ブレンネル會見。
〃　十四日　ル米大統領獨伊および歐洲被攻略國の在米資金即時凍結を命令。
〃　十五日　クロアチア、三國同盟に參加。

〃　二　日　ヒ總統とム伊首相ブレンネル會見。

〃　十四日　ル米大統領獨伊および歐洲被攻略國の在米資金即時凍結を命令。

〃　十五日　クロアチア、三國同盟に參加。

〃　十八日　獨政府、在獨米資産に凍結を行ふ。

〃　二十二日　獨、伊、ルーマニア政府、ソ聯へ宣戰布告。

〃　二十三日　ラトヴイア、同二十四日スロヴアキア、同二十五日芬蘭、同二十七日ハンガリア、對ソ宣戰布告。

〃　二十六日　米政府ソ聯へ即時有効援助を通告。

七　月　七　日　米海軍アイスランドに進駐揚陸。英ソ軍事同盟成立。

〃　十八日　獨軍スモレンクス占領。

八　月　十　一　日　英ソ兩國對土援助を宣言。

〃　十四日　チヤーチル英首相ル米大統領と大西洋上で會談。

〃　二十九日　ヒ總統とム首相東部戰線大本營で會談。

九　月　十　五　日　獨伊軍エジプト進入。

〃　十六日　シリア獨立宣言。

〃　十九日　獨軍キエフに入城。

—以　上—

製本控

917 函	128 號	年 月 日
獨逸事情早わかり、昭和17年版		1 冊
備考		

昭和十六年十一月二十五日印刷
昭和十六年十二月一日發行

獨逸事情早わかり
定價七十錢 (停)

編輯發行者 池田慶四郎
東京市京橋區銀座四ノ二（教文館ビル八階）

印刷者 肥田正次郎
東京市芝區新橋三の二〇
更生社

東京市京橋區銀座四ノ二（教文館ビル八階）

發行所 日獨旬刊社出版局
電話京橋三六九三番
二（營業部電話一二三〇一六號）
振替東京三四八〇七番

配給元 日本出版配給株式會社
東京市神田區淡路町二丁目九番地

三四八〇七番